

第三次箕面市子どもプラン (ひとり親家庭等自立促進計画編)

別 冊

～ アンケート結果からの考察～

1. ひとり親家庭等を取りまく現状と課題
2. ひとり親家庭等に対する事業の取り組み状況と課題

平成29年（2017年）4月

箕面市

目次

ひとり親家庭等を取りまく現状と課題

1. ひとり親家庭等を取りまく現状 …………… P. 2
 - (1) 回答者の属性等 …………… P. 2
 - (2) 就労状況 …………… P. 6
 - (3) 就労にあたっての支援策について …………… P. 12
 - (4) 住環境について …………… P. 15
 - (5) 養育費について …………… P. 19
 - (6) 施設や制度の認知度・利用度 …………… P. 21
 - (7) 困りごと、相談先、望む支援策 …………… P. 25

2. アンケート結果から見えるひとり親家庭等の状況と課題 …………… P. 29
 - (1) 貧困の連鎖の根絶に向けた支援 …………… P. 29
 - (2) 子育て支援 …………… P. 29
 - (3) 生活の安定を図る支援 …………… P. 30
 - (4) 就労による自立に向けた支援 …………… P. 31
 - (5) 情報提供・相談体制の整備 …………… P. 32
 - (6) 人権尊重の社会づくり …………… P. 32

ひとり親家庭等を取りまく現状と課題

大阪府は、「第三次大阪府母子家庭等自立促進計画」を策定するために、府内市町村に協力を求めてアンケート調査を実施し、課題等を分析し、ひとり親家庭等を取りまく現状やニーズの把握を行い、計画策定の指標とするとともに、その結果を集約し、市町村に結果を提供しました。

本市の「第三次箕面市子どもプラン(ひとり親家庭等自立促進計画編)」策定にあたっては、このアンケート結果のうち、本市の状況に関するデータを活用しています。

なお、本市のアンケート対象者は、児童扶養手当受給者及び寡婦のかたの中から無作為に抽出した550名で、うち304名(父子家庭20名、母子家庭222名、寡婦62名)から回答を得ています。

本市における集計の結果は、以下のとおりです。

1. ひとり親家庭等を取りまく現状

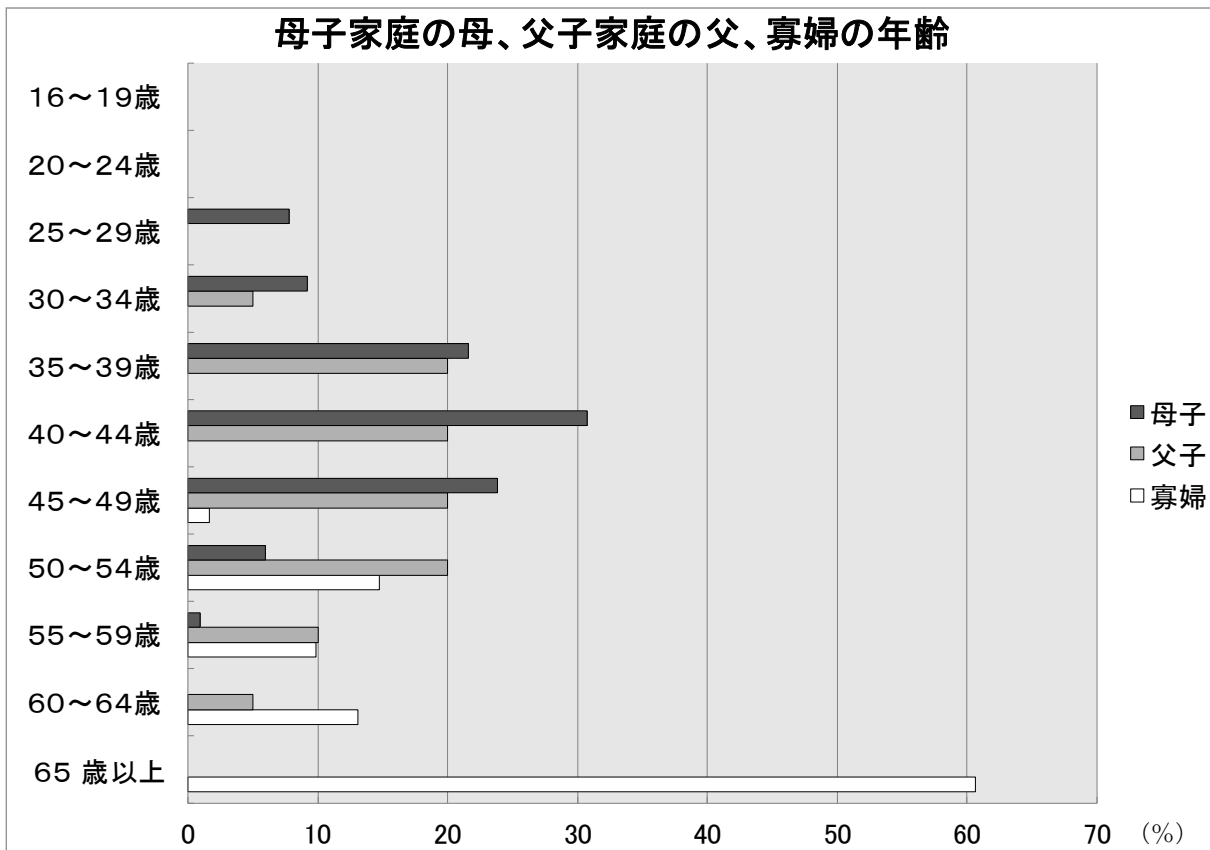
(1) 回答者の属性等

①回答者の年齢構成

母子家庭の母の年齢は、「40～44歳」が30.7%、次いで、「45～49歳」の23.9%、「35歳～39歳」が21.6%となっています。年代別では40歳代が54.6%、30歳代が31.1%、20歳代は7.9%でした。

父子家庭の父の年齢は、「35～39歳」、「40～44歳」、「45～49歳」、「50～59歳」がそれぞれ20.0%となっています。年代別では、40歳代が40.0%、50歳代が30.0%、30歳代が25.0%でした。母子家庭の母に比べると、父子家庭の父の年齢層は少し高くなっています。

寡婦の年齢は、「65歳以上」が60.7%、次いで、「50～54歳」が14.8%となっています。年代では、60歳代以上が73.8%を占めています。

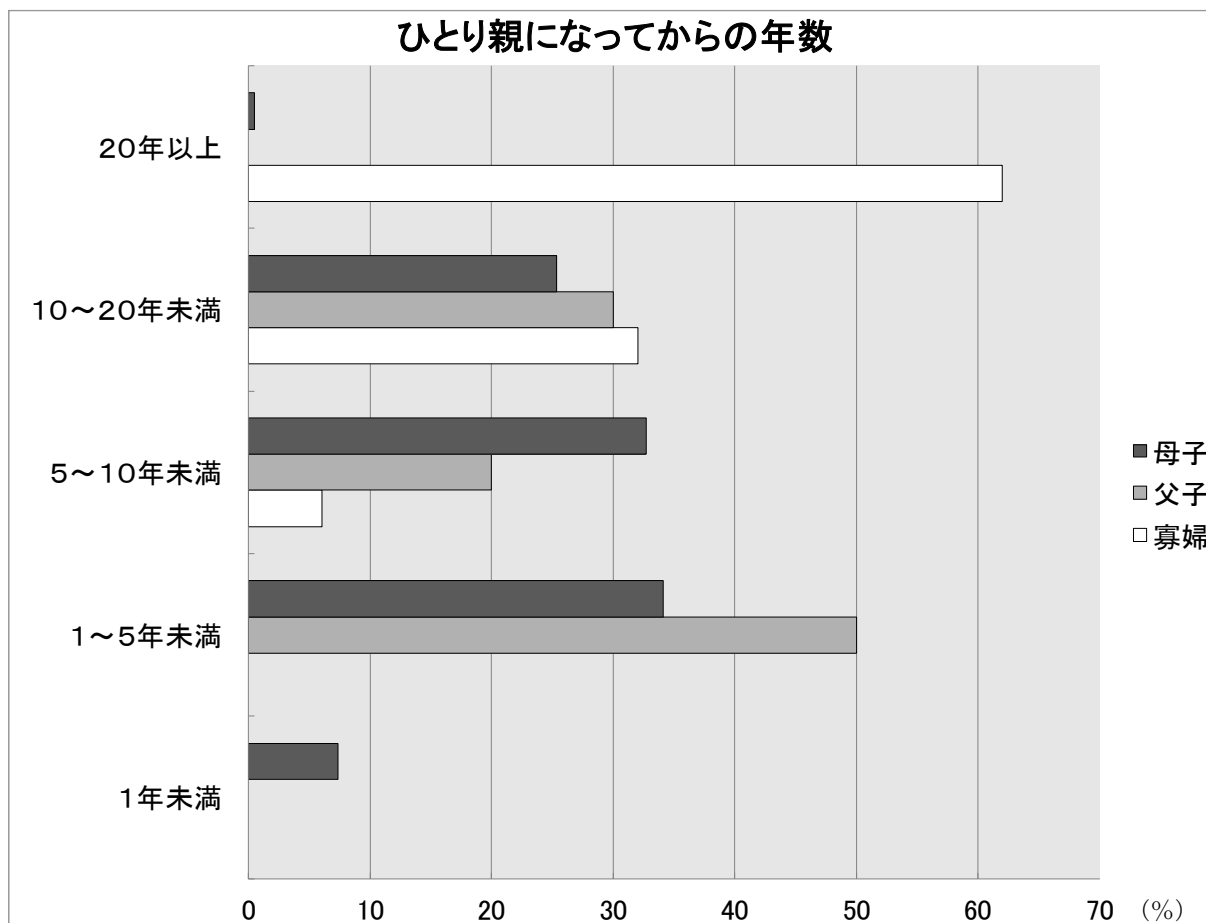


②ひとり親家庭等になってからの年数

母子家庭では、「1～5年未満」が34.1%、「5～10年未満」が32.7%となっています。

父子家庭では、「1～5年未満」が50.0%、「10年～20年未満」が30.0%となっています。

寡婦については、ひとり親となって、「20年以上」が62.0%を占めます。



③ひとり親家庭になった理由

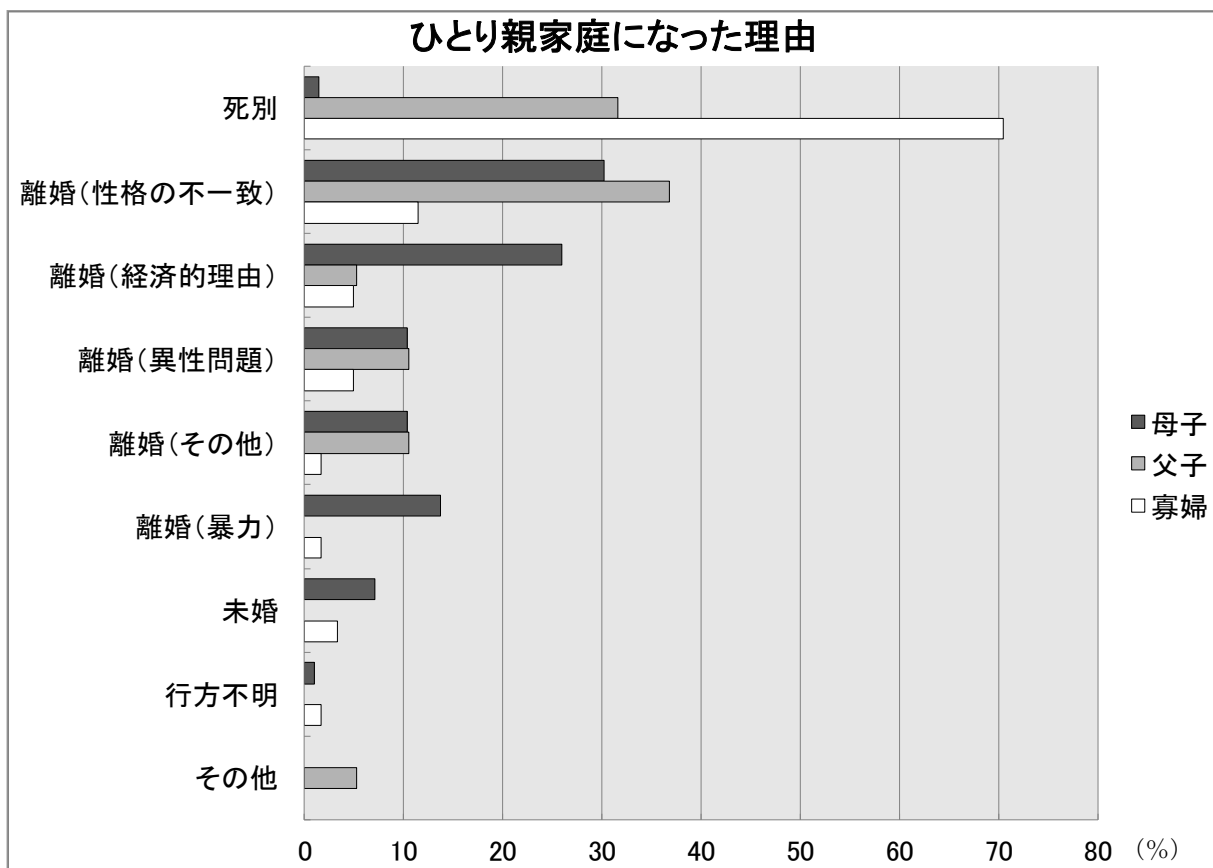
母子家庭では、「離婚」が90.6%、次いで、「未婚(婚姻によらない出産)」7.1%、「父の死亡」1.4%でした。

なお、離婚の原因は、「性格の不一致」が33.3%、次いで、父に収入がないなどの「経済的理由」28.6%、「暴力」によるものが15.1%でした。

父子家庭でも、ひとり親家庭になった理由は、「離婚」が63.1%で、次いで、「母の死亡」が31.6%でした。

なお、離婚の原因のうち、「性格の不一致」が58.3%、次いで、「異性問題」と「その他」がそれぞれ16.7%でした。

寡婦は「父の死亡」が70.5%を占め、「離婚」は24.5%でした。



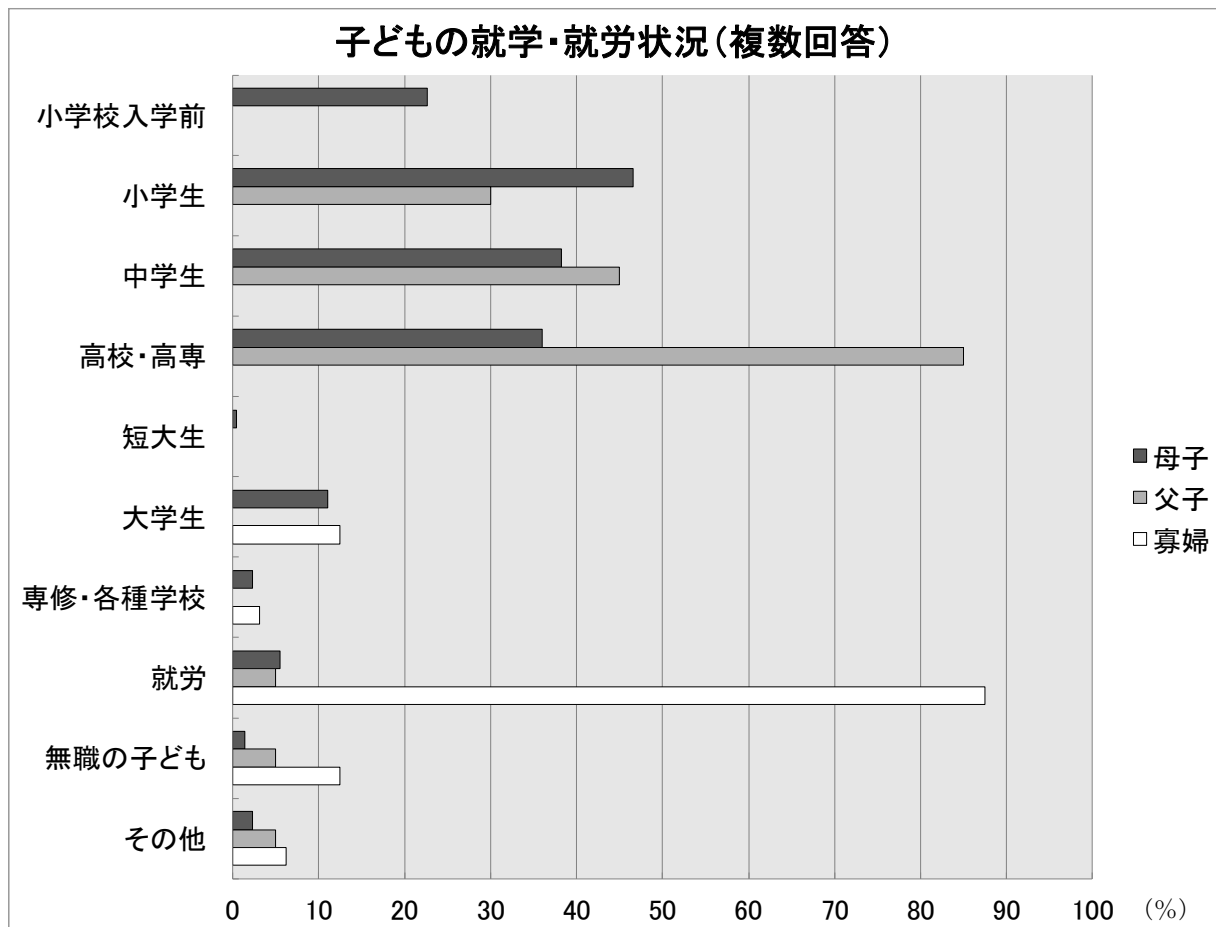
④養育している子どもの年代等（複数回答）

母子家庭では、「小学生」が46.5%、次いで、「中学生」が38.2%、「高校・高専」が35.9%でした。

父子家庭では、「高校・高専」が85.0%、次いで、「中学生」が45.0%、「小学生」30.0%でした。

母子家庭の子どもに比べると、父子家庭の子どもの年齢層は高くなっています。

寡婦では、87.5%の子どもが就労していますが、「無職の子ども」が12.5%あり、貧困の連鎖の防止のための就労支援などの取り組みが必要といえます。



(2) 就労状況

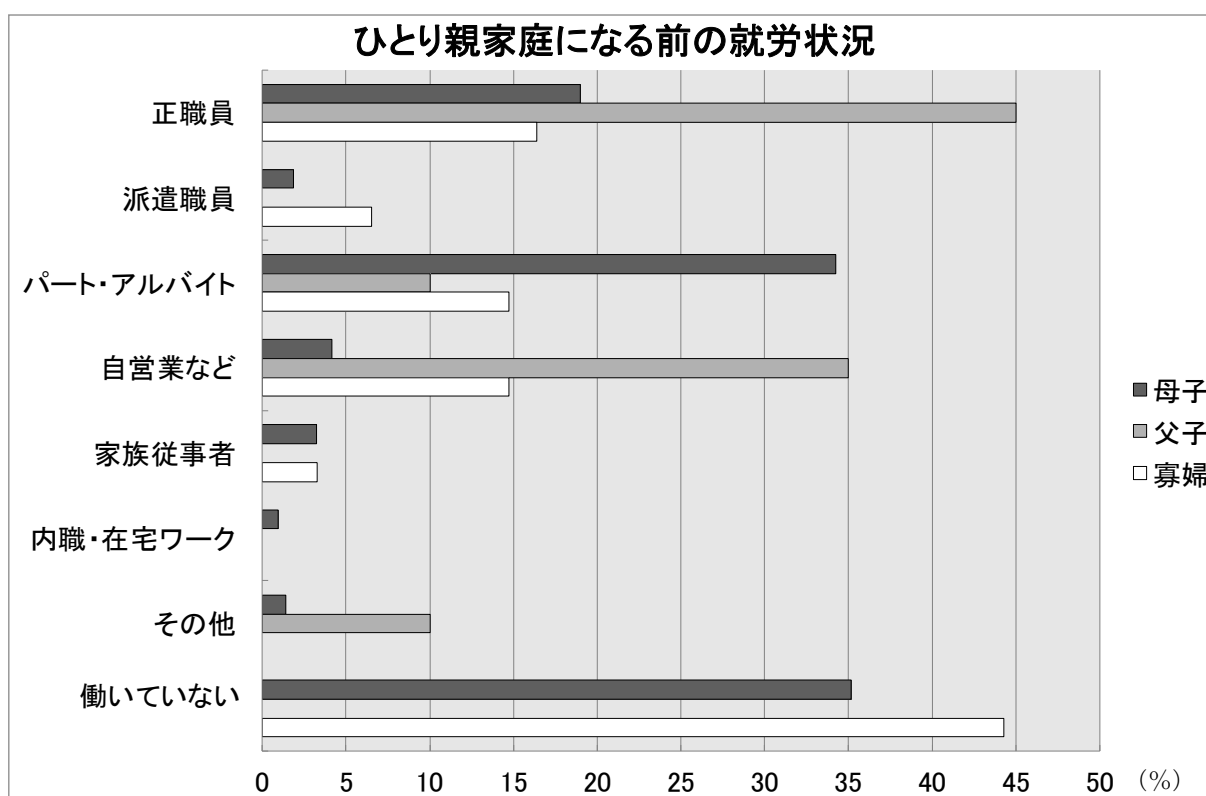
①ひとり親になる前の就労状況、現在の就労状況

母子家庭では、母子家庭になる前は「働いていない」の割合が35.2%、次いで、「パート・アルバイト」が34.3%でした。現在の就労状況は、「パート・アルバイト」が42.4%、「正職員」が38.5%となっています。

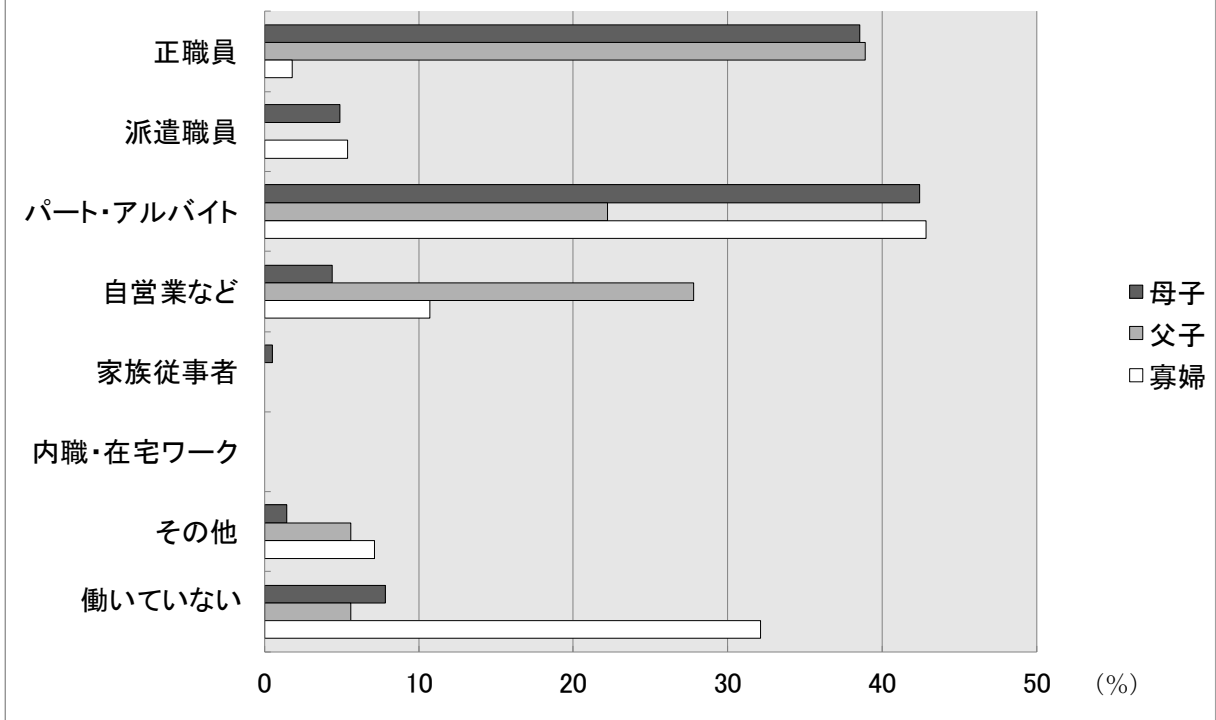
父子家庭では、父子家庭になる前は、「正職員」が45.0%、次いで、「自営業など」が35.0%、「パート・アルバイト」は10.0%でした。

現在の就労状況は、「正職員」が38.9%、「自営業など」が27.8%、「パート・アルバイト」が22.2%でした。父子家庭になった後に、正職員としての就労形態が減少し、比較的時間に拘束されない「パート・アルバイト」の割合が高くなっています。

寡婦では、ひとり親となった後から就労するかたは増加していますが、高齢者が多いことから、就労形態としては「パート・アルバイト」が多く、また、「無職」も多いと考えられます。



現在の就労状況

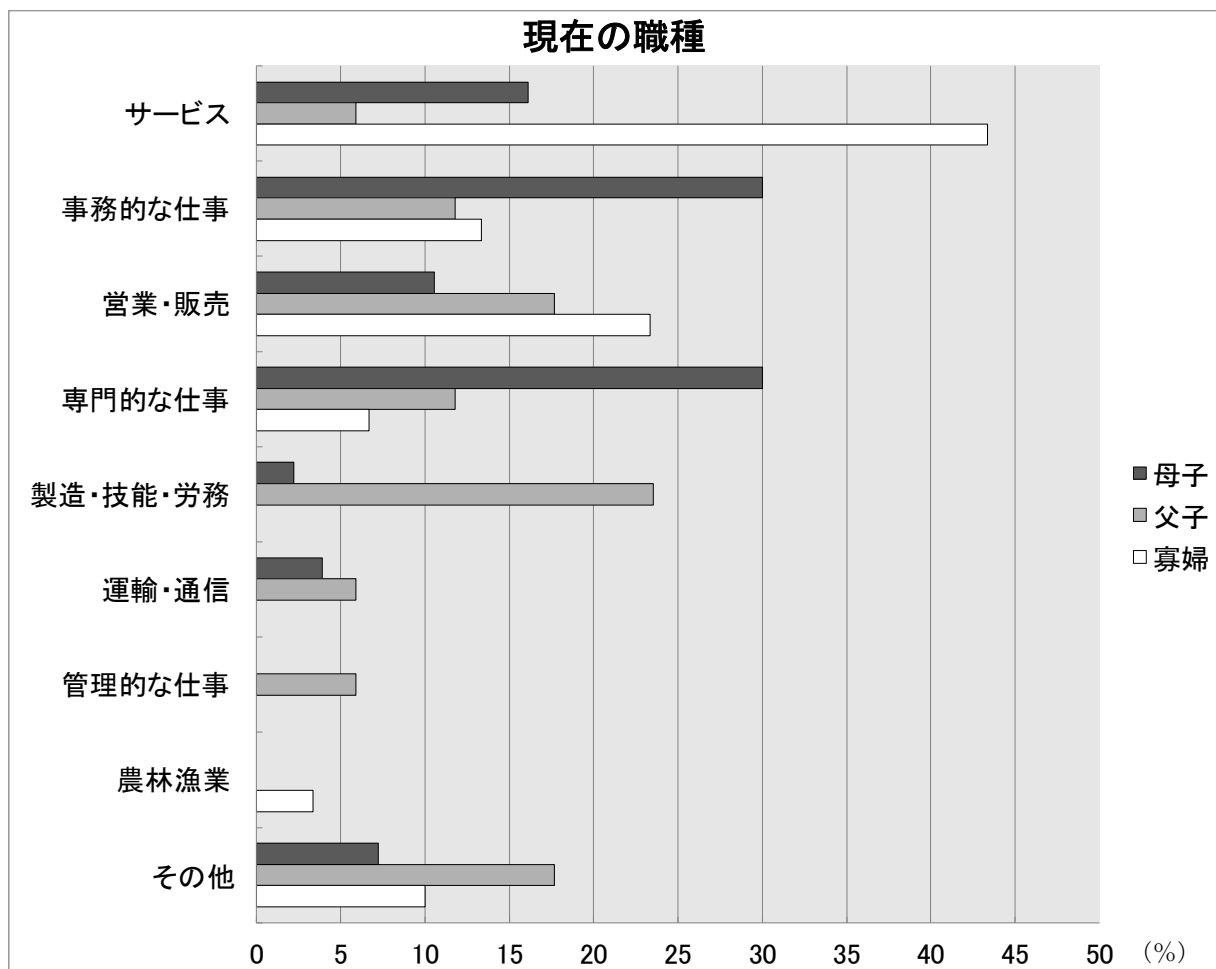


②現在の仕事の内容

母子家庭は、「事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)」と「専門的な仕事(保育・福祉、医療関係、教員、IT技術者など)」がともに30.0%、次いで、「サービス業などの事務的な仕事以外の仕事(飲食店員、調理員、清掃員など)」が16.1%でした。

父子家庭は、「製造・技能・労務の仕事(技能工など)」が23.5%、次いで、「営業・販売の仕事(店員、セールス、外交員など)」、「その他の仕事」がともに17.6%でした。

寡婦は、「サービス業などの事務的な仕事以外の仕事(飲食店員、調理員、清掃員など)」が43.3%、次いで、「営業・販売の仕事(店員、セールス、外交員など)」が23.3%でした。

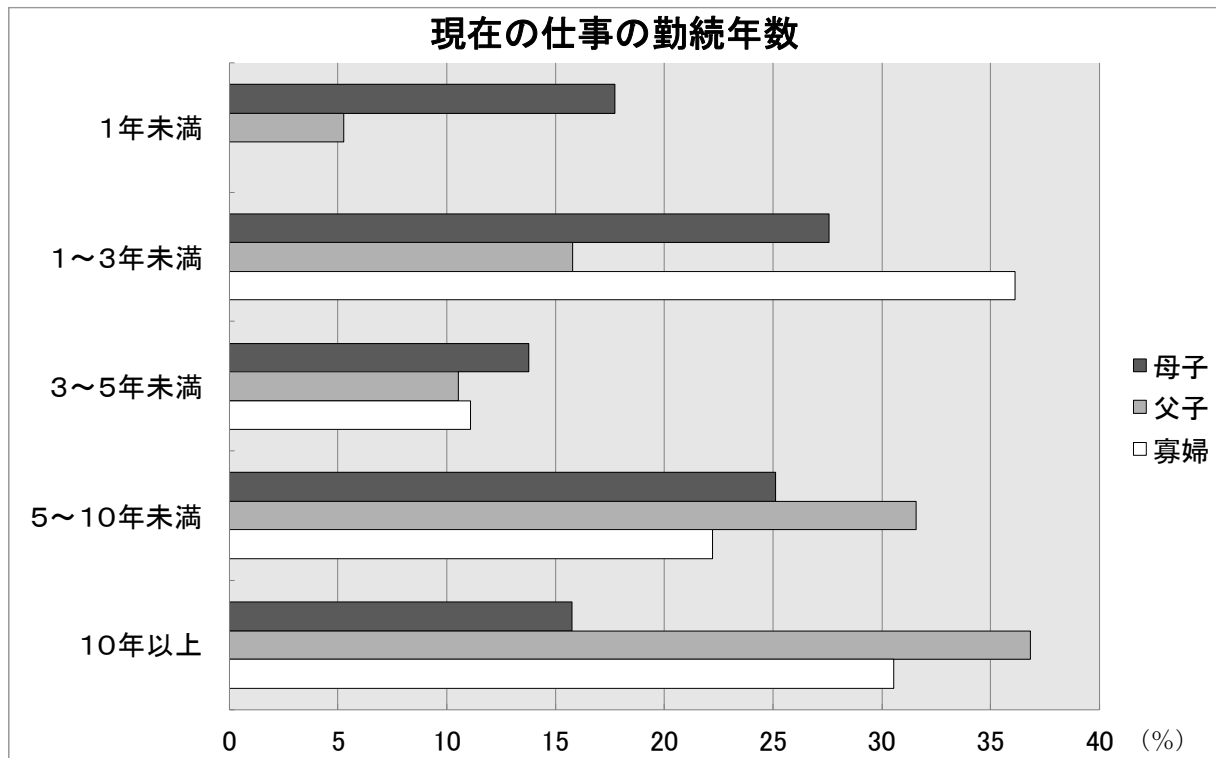


③現在の仕事の勤続年数（ひとり親になる前からの勤続年数含む）

母子家庭は、「1～3年未満」が27.6%、次いで、「1年未満」が17.7%と、約半数が3年未満となっています。

父子家庭では、「10年以上」が36.8%、次いで、「5～10年未満」が31.6%と母子家庭と比べ、比較的安定した就労環境にあるといえます。

寡婦では、「1～3年未満」が36.1%、次いで、「10年以上」が30.6%でした。



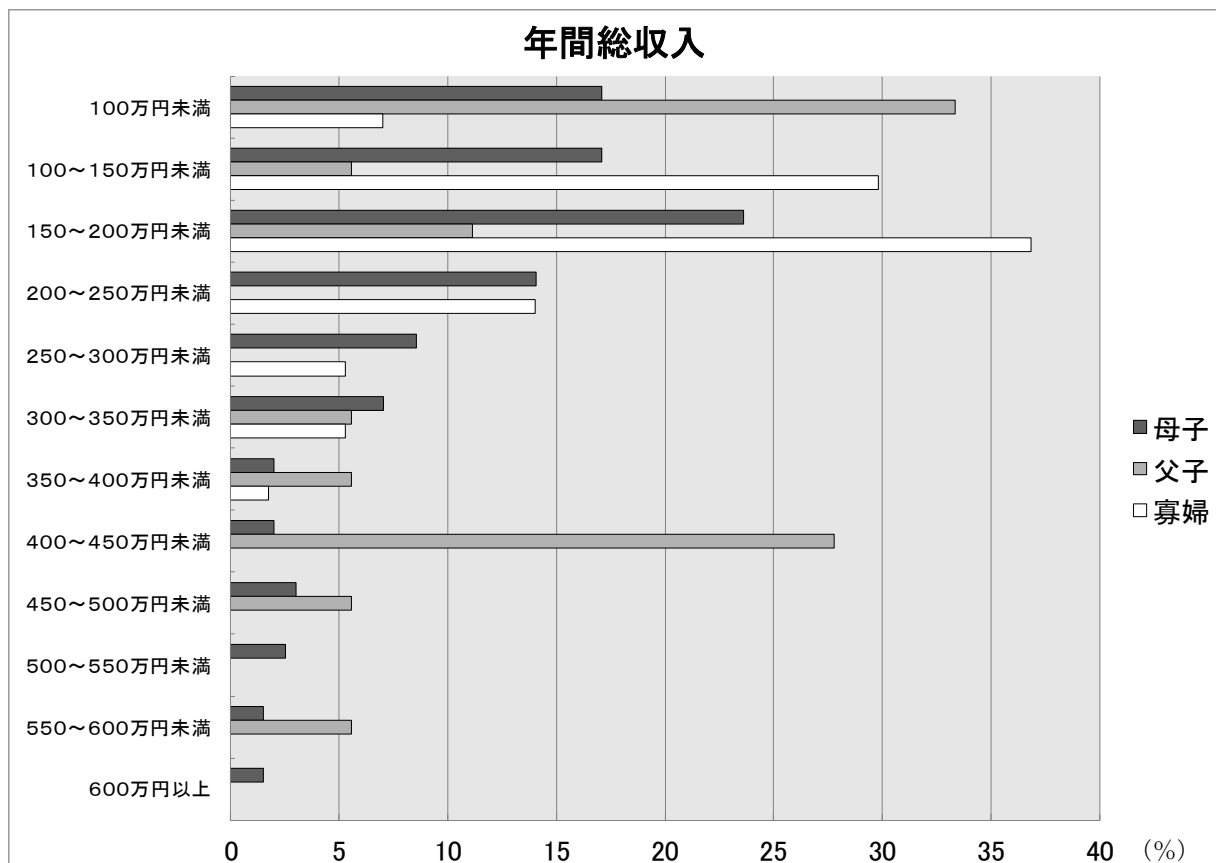
④収入などの状況

母子家庭の母の年間総収入は、「150～200万円未満」が23.6%、次いで、「100万円未満」、「100～150万円未満」がいずれも17.1%でした。これらを合わせると、57.8%のかたの総収入が200万円未満となっています。前回調査では70.5%でしたので、200万円未満の割合は減少傾向にあります。また6割近くが200万円未満となり、収入の分布も低い部分に集中している状況は変わっていません。

父子家庭の父の年間総収入は、「100万円未満」が33.3%、次いで、「400～450万円」が27.8%でした。年収200万円未満の割合は、50.0%となっています。

寡婦の年間総収入は、「150～200万円未満」が36.8%、次いで、「100万円～150万円未満」が29.8%でした。年収200万円未満の割合は、73.6%となっています。

どの家庭形態においても、年収200万円未満が50%を超えており、多くのひとり親家庭等が、経済的に非常に苦しい状況であることがわかります。



「平成23年度全国母子世帯等調査／厚生労働省」によれば、母子家庭の平均年間収入は291万円で、母の平均年間収入は223万円、母の平均年間就労収入は181万円となっています。

父子家庭の平均年間収入は455万円で、父の平均年間収入は380万円、父の平均年間就労収入は360万円となっています。

下の図表のとおり、児童のいる世帯全体の平均年間収入は、658万円であることから、母子家庭においては、その半分以下となっています。また、父子家庭においても母子家庭よりは高いものの、児童のいる世帯全体に比べると低くなっていることから、経済的な安定は母子家庭・父子家庭に共通する課題といえます。

図表 児童のいる世帯と母子家庭及び父子家庭の平均年間収入の比較

児童のいる世帯	母子家庭	父子家庭
658万円	291万円	455万円

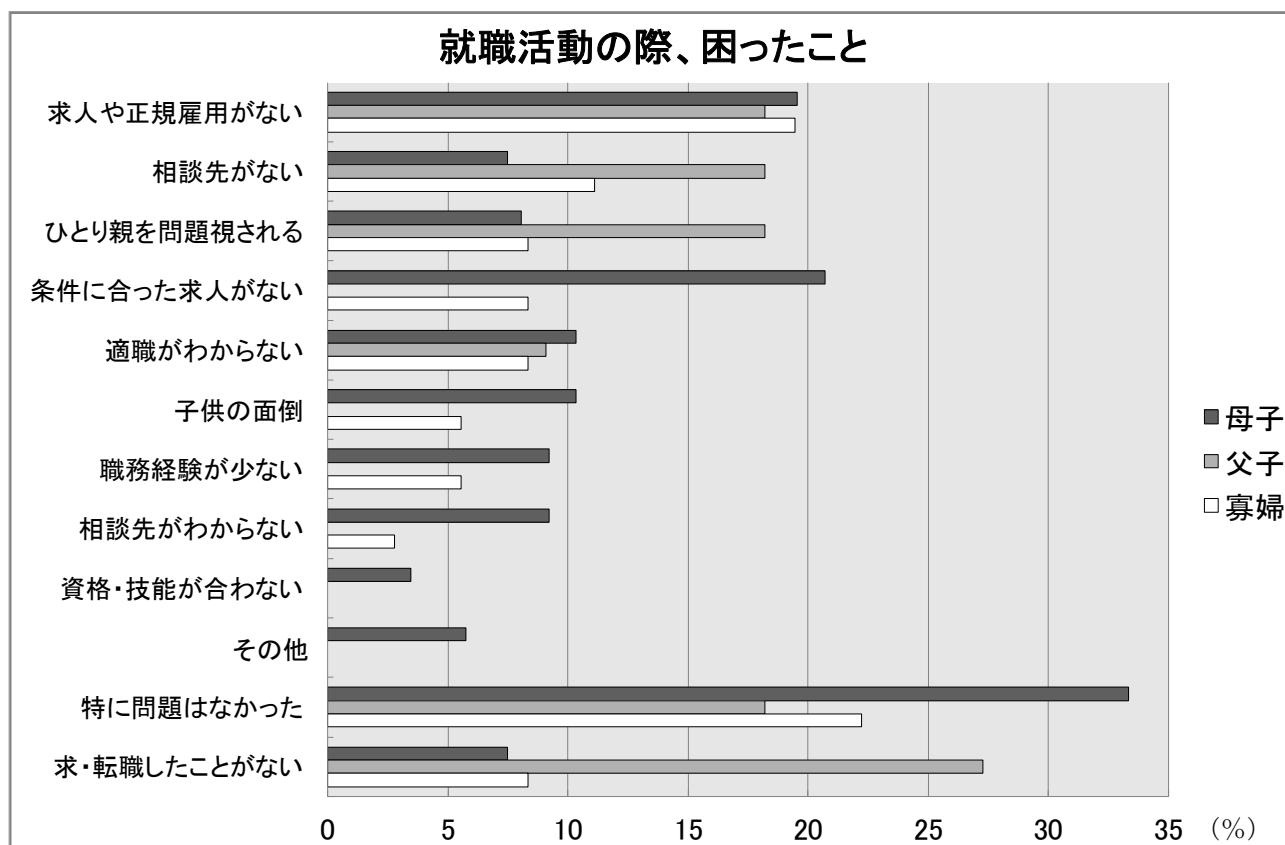
(3) 就労にあたっての支援策について

①就職活動の際、困ったこと

母子家庭では、就職活動において、何らかの困ったことがあったと答えたかたは59.2%で、その内容は「求職しているが条件にあった求人がない」が20.7%、「求人や正規雇用そのものがない(少ない)」が19.5%でした。

父子家庭では、何らかの困ったことがあったと答えたかたは54.5%で、その内容は「気軽に利用できる相談先がない」、「求人や正規雇用そのものがない(少ない)」、「ひとり親家庭であることを問題視される」がそれぞれ18.2%でした。

寡婦では、何らかの困ったことがあったと答えたかたは69.5%で、その内容は、「求人や正規雇用そのものがない(少ない)」が19.4%、「気軽に利用できる相談先がない」が11.1%でした。

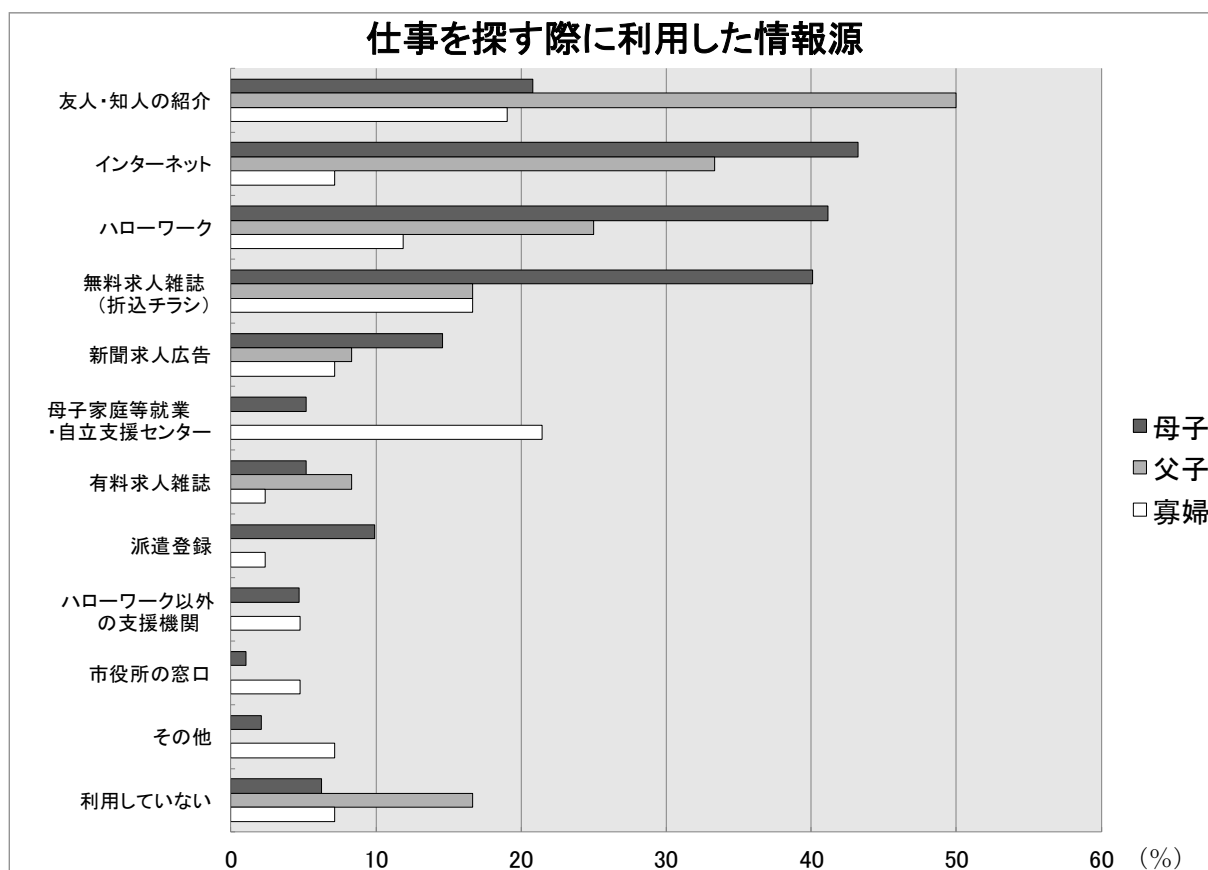


②仕事を探す際、利用した情報源について（複数回答可）

母子家庭では、「インターネット」が43.2%、次いで、「ハローワーク」が41.1%、「無料求人雑誌（折込チラシ）」が40.1%でした。

父子家庭では、「友人・知人の紹介」が50.0%、次いで、「インターネット」が33.3%、「ハローワーク」が25.0%でした。

寡婦では、「母子家庭等就業・自立支援センター」が21.4%、次いで、「友人・知人の紹介」が19.0%、「無料求人雑誌（折込チラシ）」が16.7%でした。



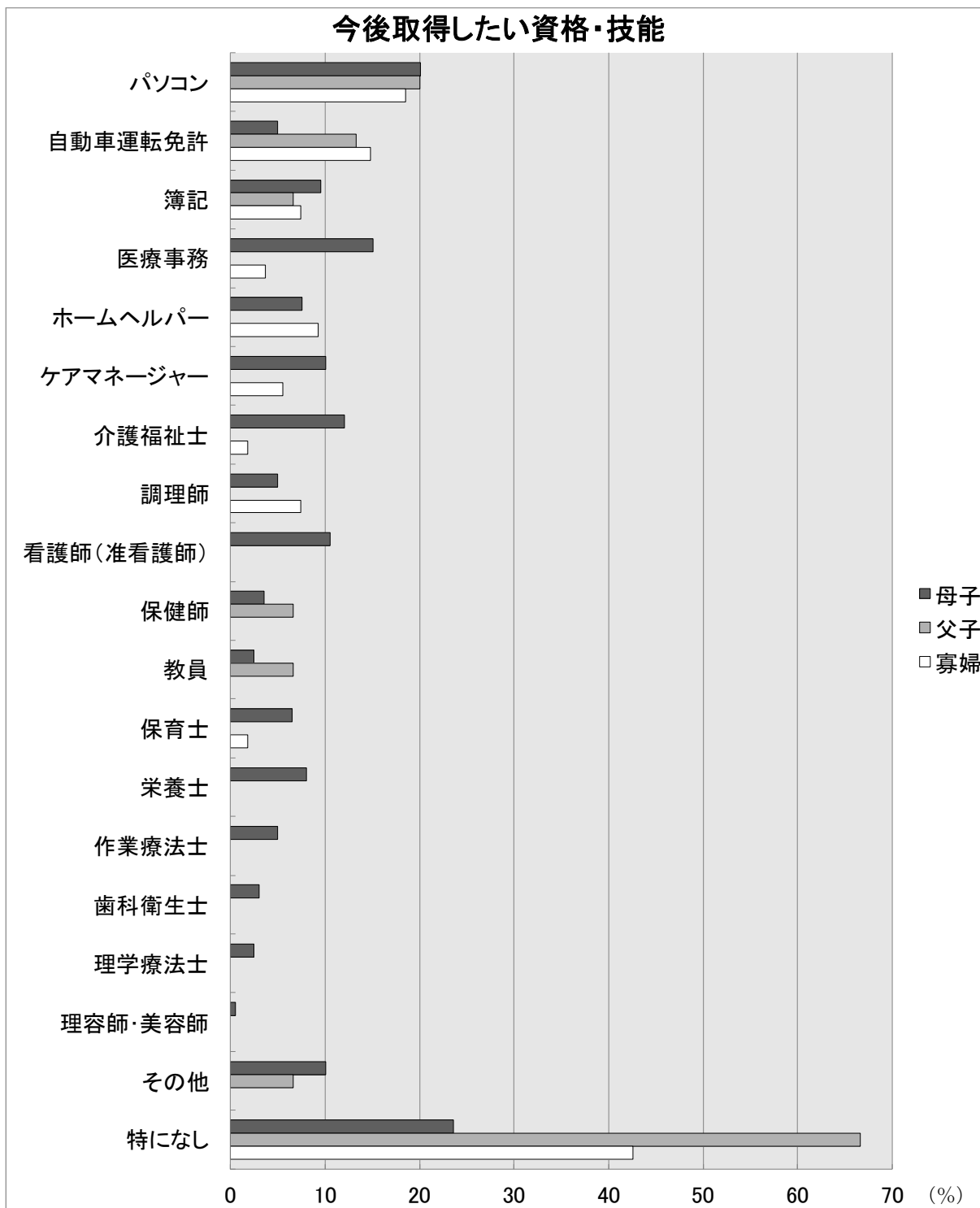
③今後、取得したい資格・技能

母子家庭では、「パソコン」が20.1%、以下、「医療事務」、「介護福祉士」、「看護師」、「ケアマネージャー」、「簿記」、「栄養士」と多岐にわたっています。何らかの資格・技能を取得したいと答えたかたは76.4%で、「特になし」と答えたかたは23.6%でした。

父子家庭では、「パソコン」が20.0%、次いで、「自動車運転免許」が13.3%でした。何らかの資格・技能を取得したいと答えたかたは33.3%で、「特になし」と答えた人が66.7%でした。

寡婦では、「パソコン」が18.5%、次いで、「自動車運転免許」が14.8%でした。何らかの資格・技能を取得したいと答えたかたは57.4%で、「特になし」と答えたかたは42.6%でした。

今後取得したい資格・技能



(4) 住環境について

①ひとり親家庭等になる前の住まい、なった直後の住まい、現在の住まい

母子家庭、父子家庭、寡婦とも、「なる前」は「民間賃貸住宅」または「持ち家」の割合が約8割となっています。

「直後」では、「民間賃貸住宅」または「持ち家」が多いものの、割合としては、母子家庭では約6割に、父子家庭と寡婦では約7割に減少します。

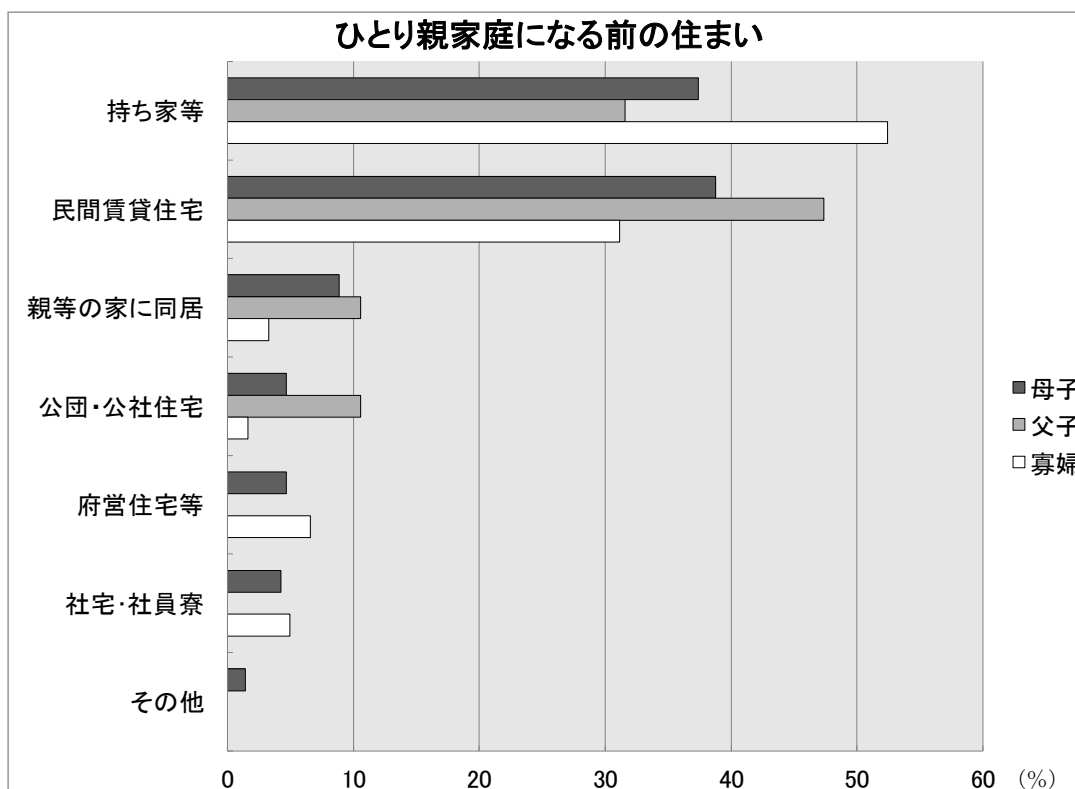
「なる前」と「直後」の推移としては「親等の家に同居」の割合に変化が見られ、母子家庭では8.9%から27.0%に、父子家庭では10.5%から21.1%に、寡婦では3.3%から14.8%に増えています。ひとり親家庭等になったことで、賃貸住宅や持ち家を出て、子育てと仕事の両立や経済的な安定を図るために親等の家に同居する人が増加すると思われます。

「現在」では、母子家庭では、「民間賃貸住宅」または「持ち家」が64.7%、「親等の家に同居」は20.3%でした。

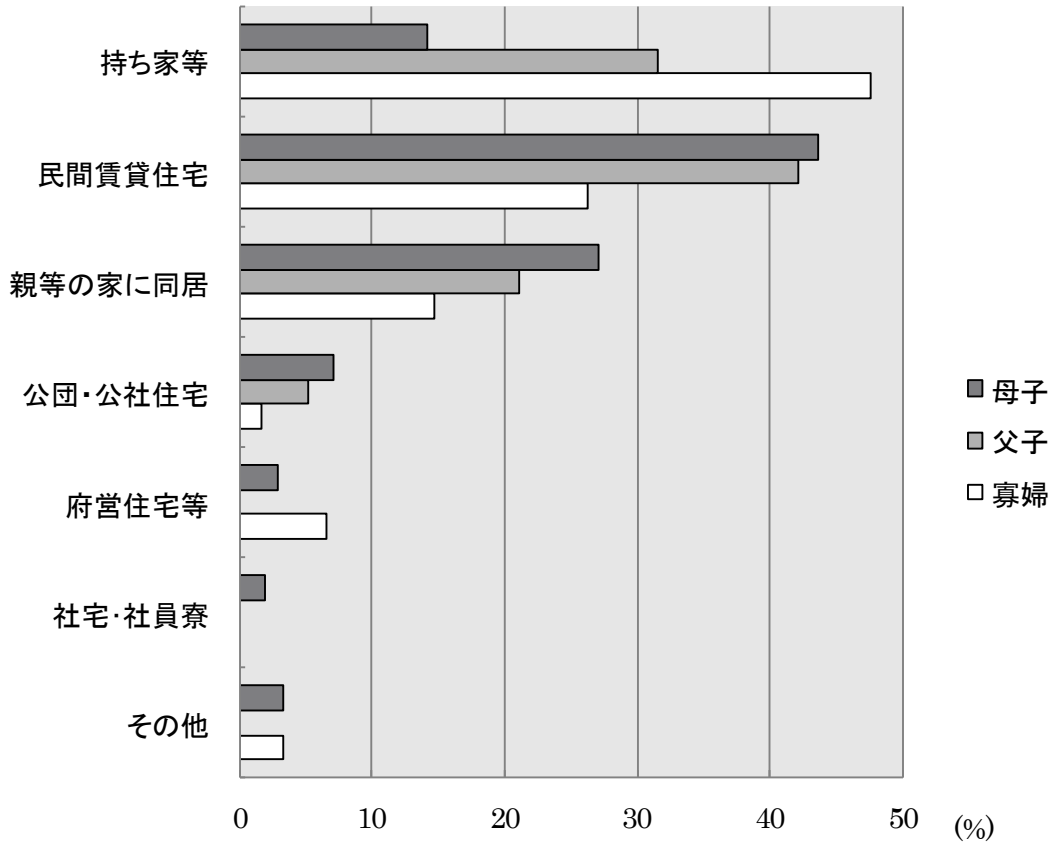
父子家庭では、「持ち家」または「民間賃貸住宅」が78.1%、「親等の家に同居」は15.8%でした。

母子・父子家庭とも、子どもの成長とともに、親等の家に同居する人が減少する傾向にあります。

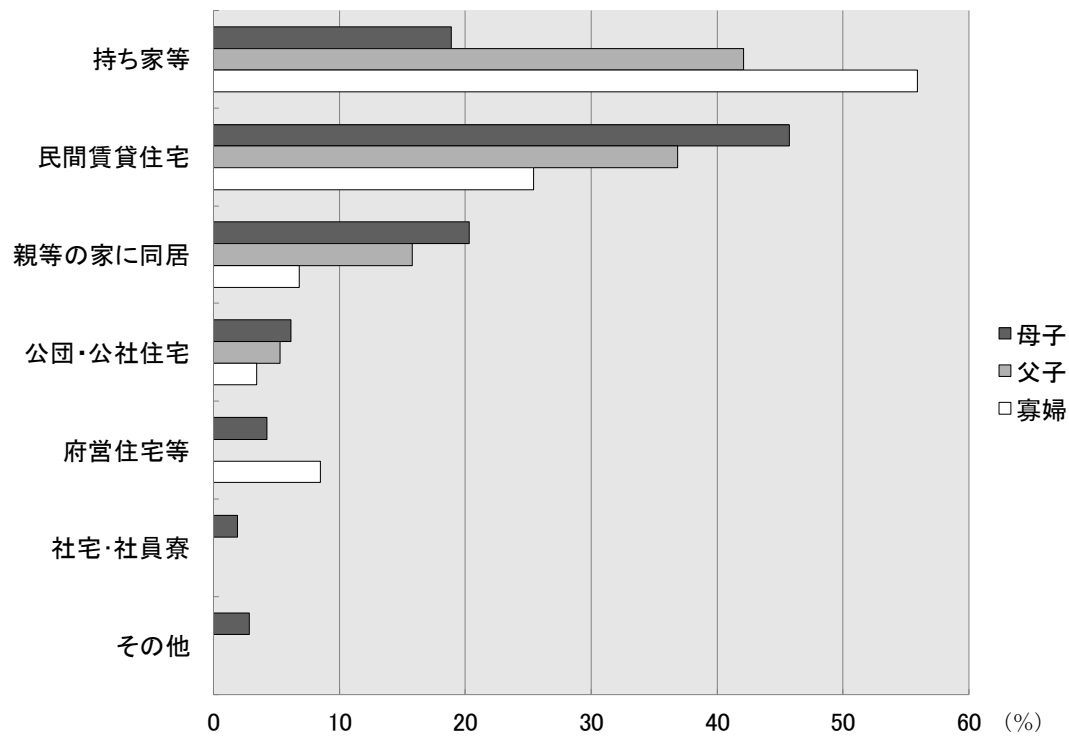
「寡婦」では「持ち家」が55.9%、次いで、「民間賃貸住宅」が25.4%、「府営住宅等」が8.5%となり、「親等の家に同居」は6.8%でした。



ひとり親家庭になった直後の住まい



現在の住まい

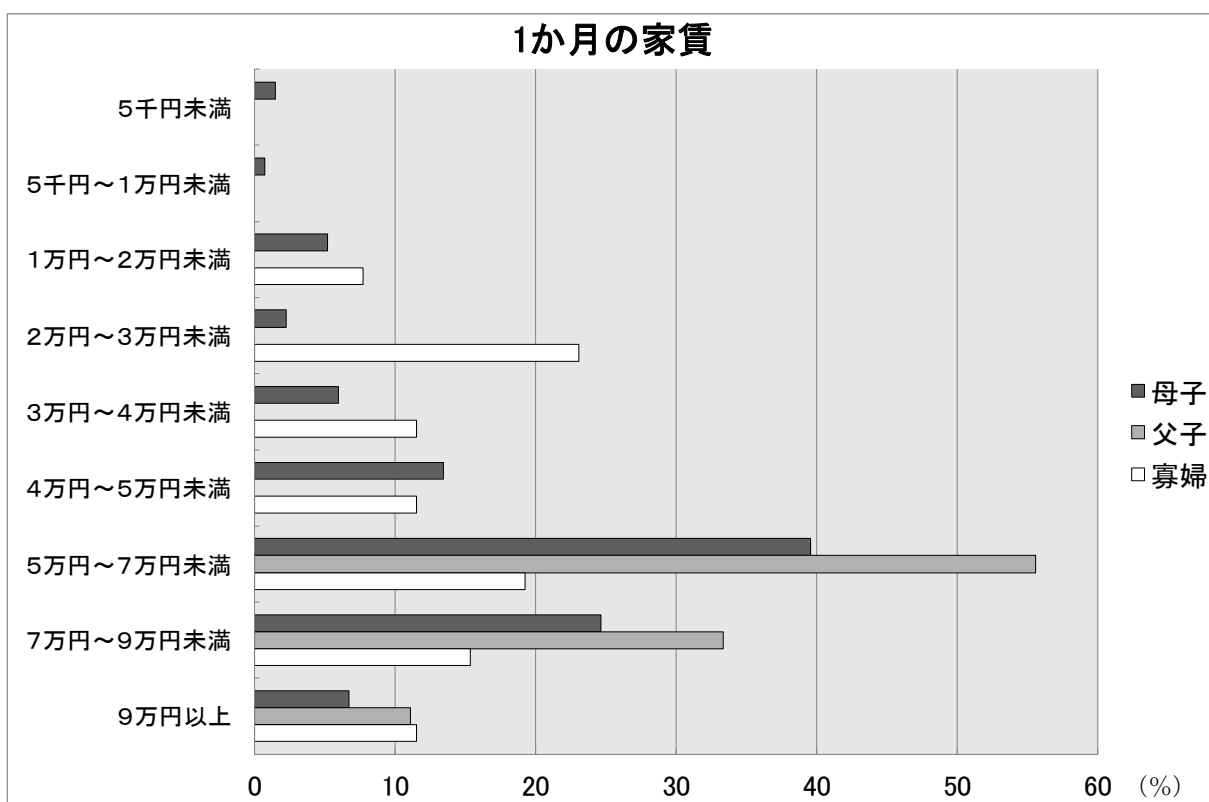


② 1か月の家賃

母子家庭では、月額「5万円～7万円未満」が39.6%、次いで、「7万円～9万円未満」が24.6%、「4万円～5万円未満」が13.4%でした。「5万円未満」が29.0%、「5万円以上」が71.0%となっています。

父子家庭では、「5万円～7万円未満」が55.6%、次いで、「7万円～9万円未満」が33.3%でした。全ての家庭が「5万円以上」となっています。

寡婦では、「2万～3万円未満」が23.1%、次いで、「5万円から7万円未満」が19.2%、「7万円～9万円未満」が15.4%とばらつきが見られます。「5万円未満」の割合は53.8%、「5万円以上」は46.1%となっています。



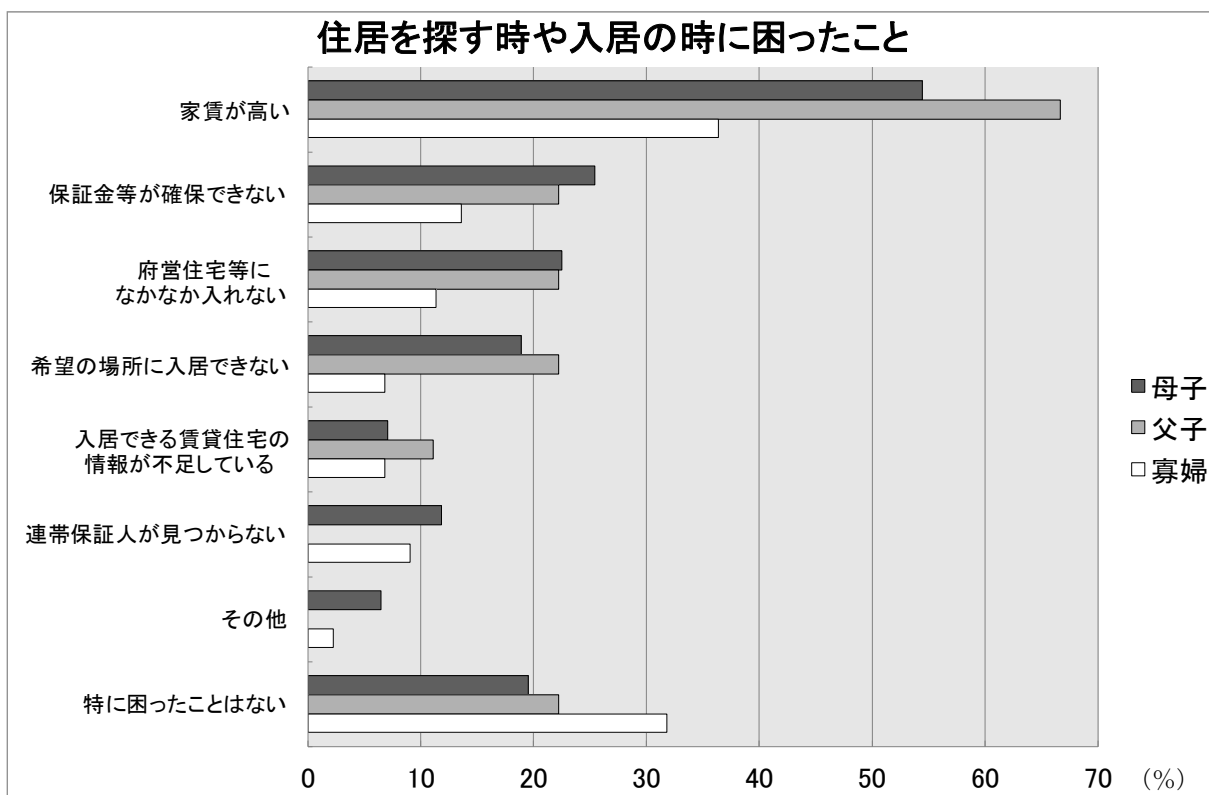
③賃貸住宅を探す時や入居の時の困りごと（複数回答可）

母子家庭では、「家賃が高い」が54.4%、次いで、「保証金等が確保できない」が25.4%、「府営住宅等になかなか入れない」が22.5%でした。

父子家庭では、「家賃が高い」が66.7%、次いで、「保証金等が確保できない」、「府営住宅等になかなか入れない」、「希望の場所に入居できない」がともに22.2%でした。

寡婦では、「家賃が高い」が36.4%、次いで、「保証金等が確保できない」が13.6%、「府営住宅等になかなか入れない」が11.4%でした。

「特に困ったことはない」と答えたかたの割合は、母子家庭が19.5%、父子家庭が22.2%、寡婦は31.8%でした。



(5) 養育費について

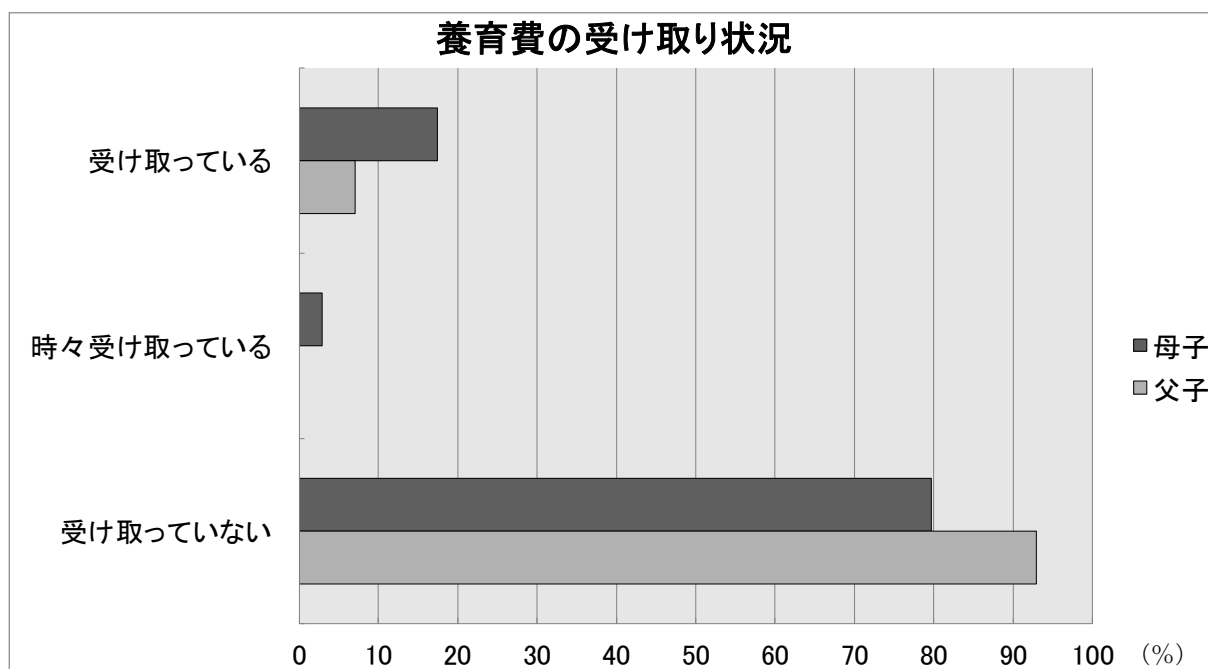
① 養育費の受け取りの状況

母子家庭では、「受け取っていない」が79.7%で、約8割のかたが養育費を受け取っていません。

一方、受け取っているかたの割合は約2割で、「受け取っている」が17.4%と「時々受け取っている」が2.9%となっています。

また、受け取っているかたの養育費の月額額は、「3万円以上～6万円未満」が62.5%で、次いで「3万円未満」が20.0%、「6万円以上～9万円未満」が10.0%でした。

父子家庭では、「受け取っていない」が92.9%、「受け取っている」が7.1%でした。



② 養育費を受け取っていない理由(複数回答可)

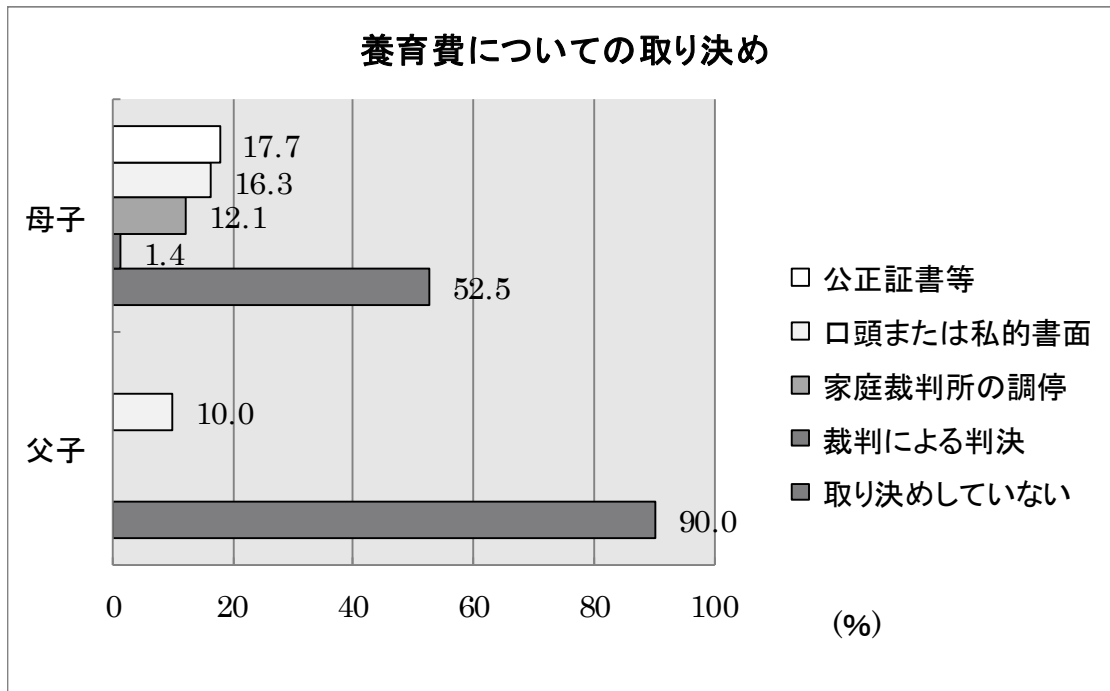
母子家庭では、「相手に支払う意思や能力がなかった」が68.5%、次いで、「関係を断ち切りたかった」が36.4%、「交渉が煩わしかった」が12.7%でした。

父子家庭では、「相手に支払う意思や能力がなかった」が30.8%、次いで、「関係を断ち切りたかった」、「その他」がともに23.1%でした。

③養育費についての取り決め方法

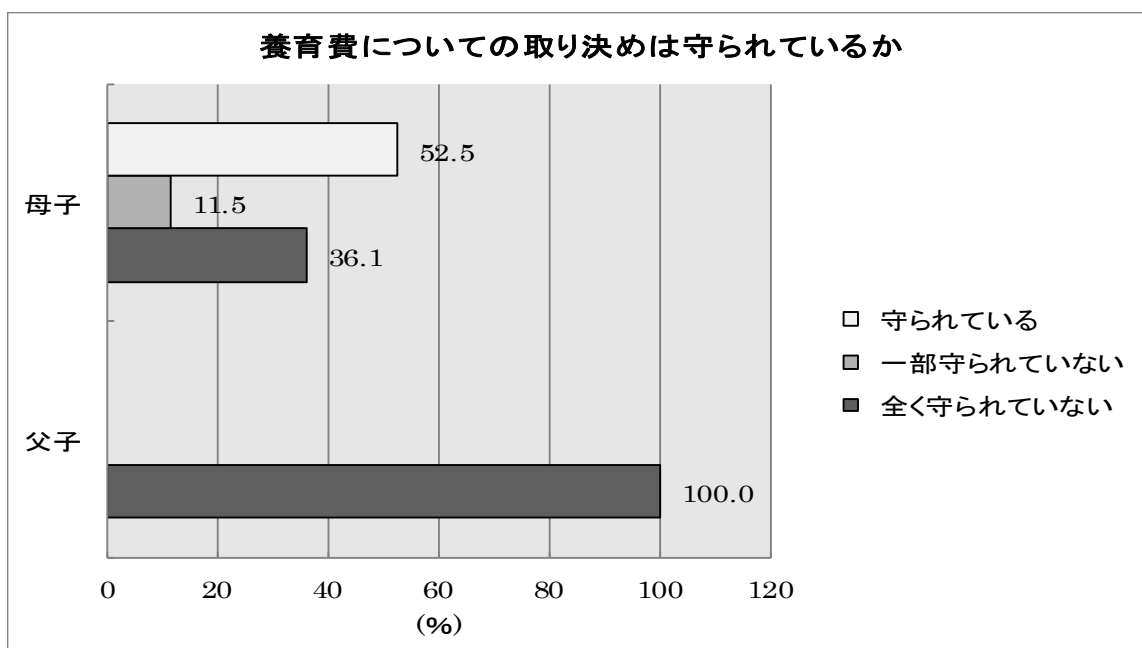
母子家庭では、「取り決めをしていない」かたが52.5%で、次いで、「公正証書」が17.7%、「口頭または私的書面」が16.3%でした。

父子家庭では、「取り決めをしていない」かたが90.0%、「口頭または私的書面」が10.0%でした。



④養育費の取り決めの遵守状況

母子家庭では、「守られている」というかたの割合は52.5%でした。「守られていない」というかたも半数近くを占め、そのうち「全く守られていない」が36.1%、「一部守られていない」が11.5%となっています。父子家庭では、「全く守られていない」が100%でした。



(6) 施設や制度の認知度・利用度

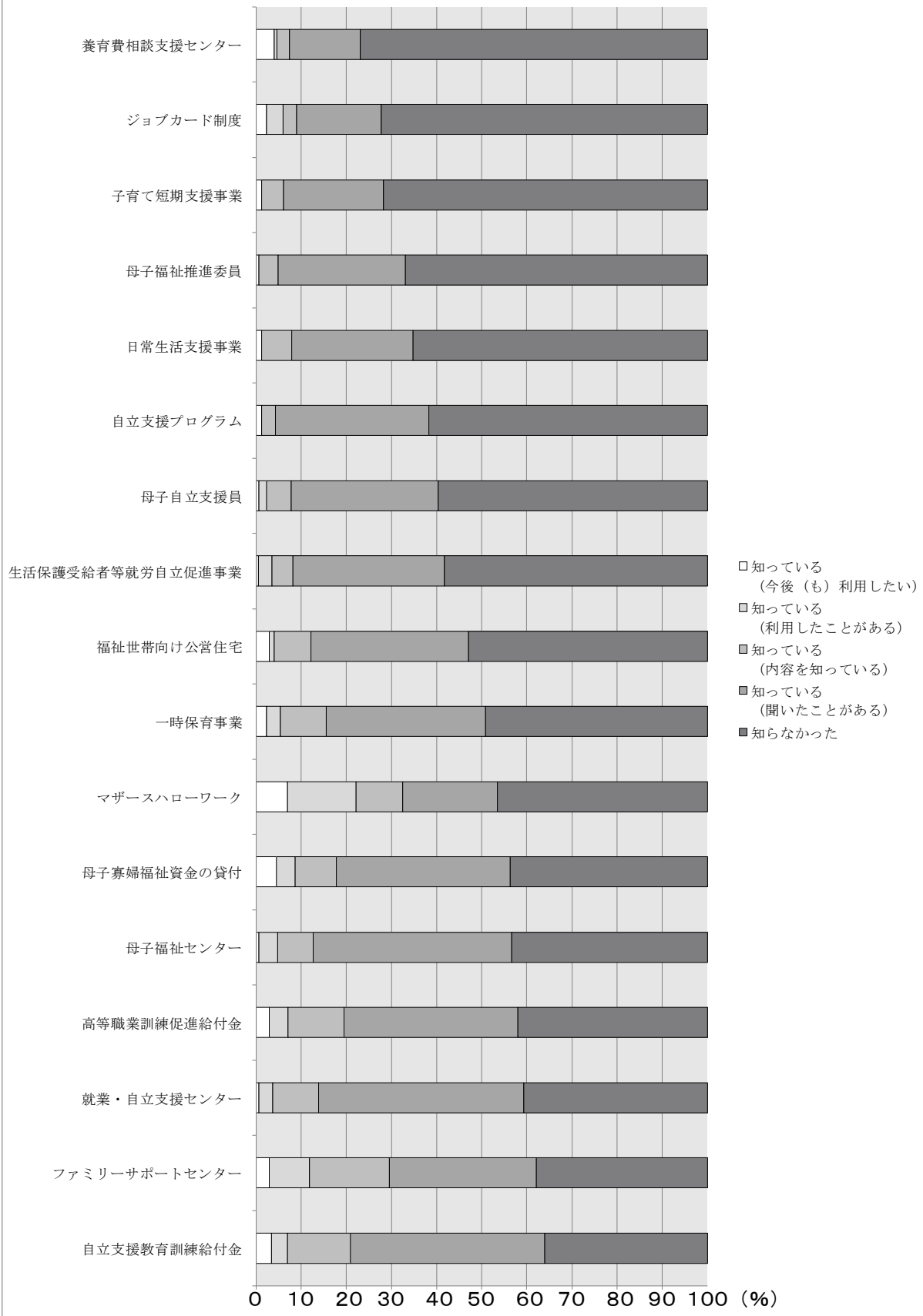
①施設や制度の認知度・利用度

母子家庭では、6割以上のかたが認知していた制度は、「自立支援教育訓練給付金」で、次いで、5割以上のかたが認知していた制度は、「ファミリー・サポート・センター」、「就業・自立支援センター」、「母子福祉センター」、「高等職業訓練促進給付金」、「母子寡婦福祉資金の貸付」でした。

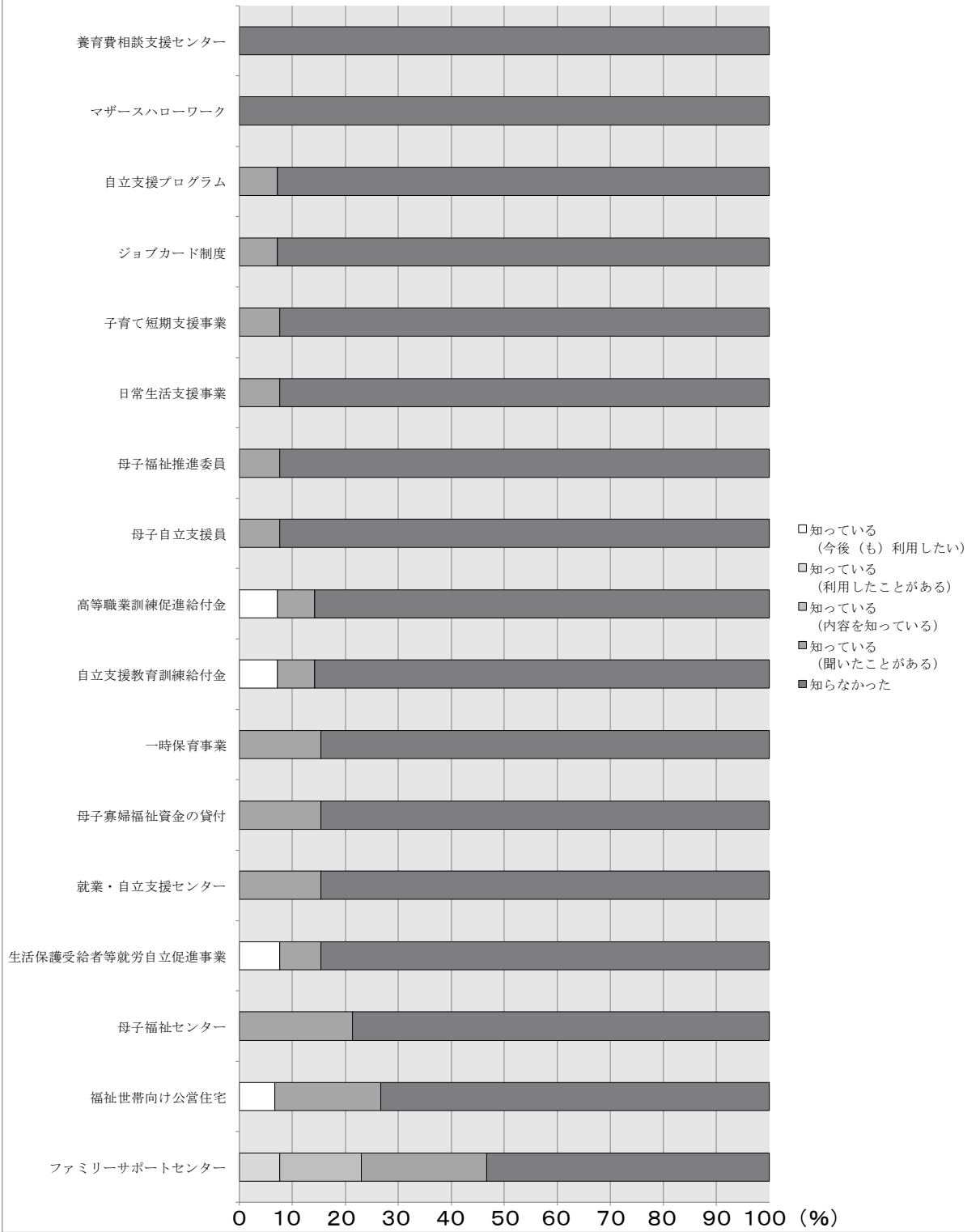
父子家庭では、いずれの施設・制度においても「知らなかった」の割合が非常に高く、最も認知度が高かった制度でも、「ファミリー・サポート・センター」が3割、「福祉世帯向け公営住宅」が2割の順となっています。これまで父子家庭は対象でなかった制度もあるため、認知度が低く、利用も進んでいないと考えられます。

寡婦においては、制度の認知度が高く、「母子寡婦福祉資金の貸付」、「母子福祉推進委員」、「母子福祉センター」、「母子自立支援員」、「就業・自立支援センター」は9割以上のかたが認知していました。

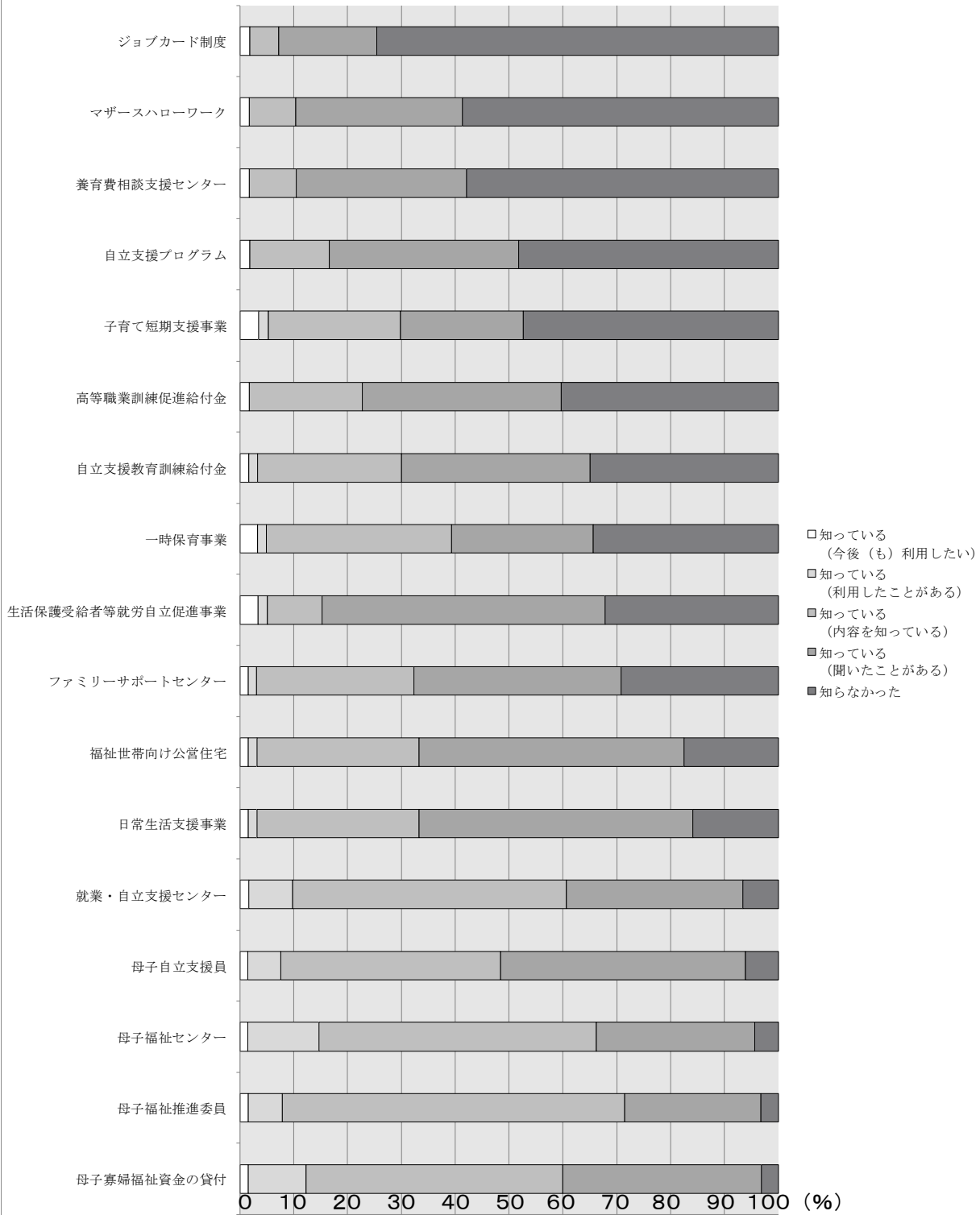
施設・制度の認知状況(母子)



施設・制度の認知状況(父子)



施設・制度の認知状況(寡婦)



(7) 困りごと、相談先、望む支援策

①生活全般において困っていることや悩みごと

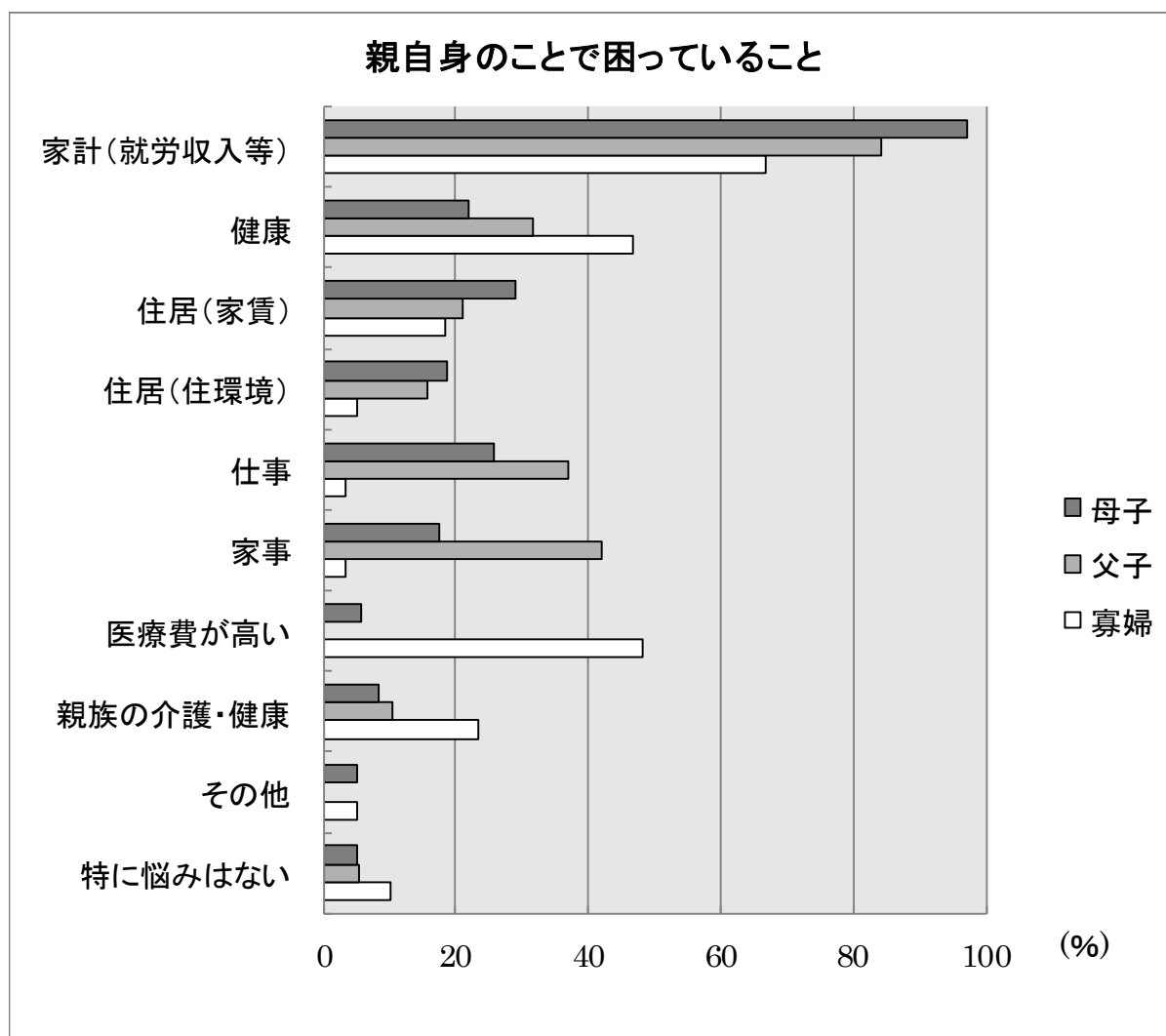
(親自身のことで困っていること) (複数回答可)

母子家庭の母は、「家計(就労収入が少ない)」が66.2%、次いで、「住居(家賃が高い)」が29.1%、「家計(児童扶養手当が少ない)」が28.2%、「仕事」が25.8%でした。

父子家庭の父は、「家計(就労収入が少ない)」が73.7%、次いで、「家事」が42.1%、「仕事」が36.8%、「自分の健康」が31.6%でした。

寡婦は、「医療費が高い」が48.3%、次いで、「自分の健康」が46.7%、「家計(年金が少ない)」が38.3%、「家計(就労収入が少ない)」が26.7%でした。

ひとり親家庭等においては、経済的なことが主な困りごとになっているといえます。

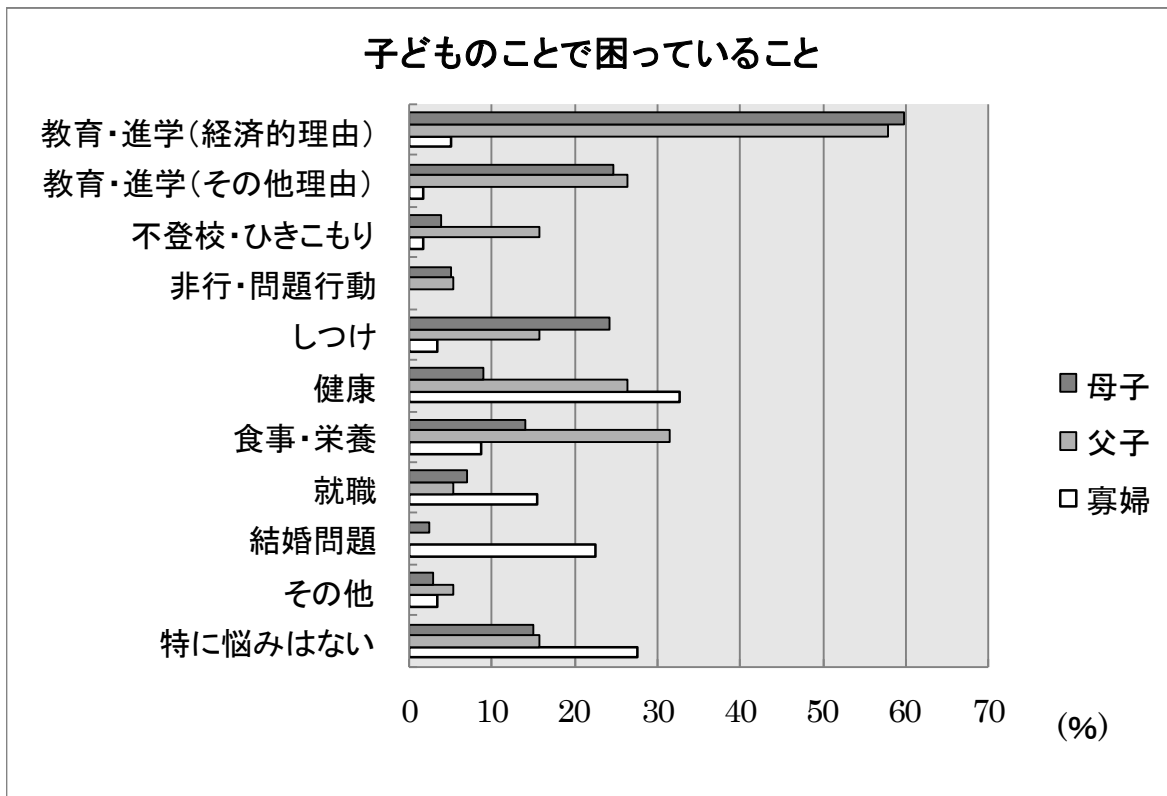


(子どものことで困っていること) (複数回答可)

母子家庭は、「教育・進学(経済的理由)」が59.8%、次いで、「教育・進学(その他の理由)」が24.8%、「しつけ」が24.3%の順でした

父子家庭は、「教育・進学(経済的理由)」が57.9%、次いで、「子どもの食事・栄養」が31.6%、「教育・進学(その他の理由)」と「子どもの健康」がともに26.3%でした。

寡婦は、「子どもの健康」が32.8%、次いで、「子どもの結婚問題」が22.4%、「子どもの就職」が15.5%でした。



②困ったときの主な相談相手（複数回答可）

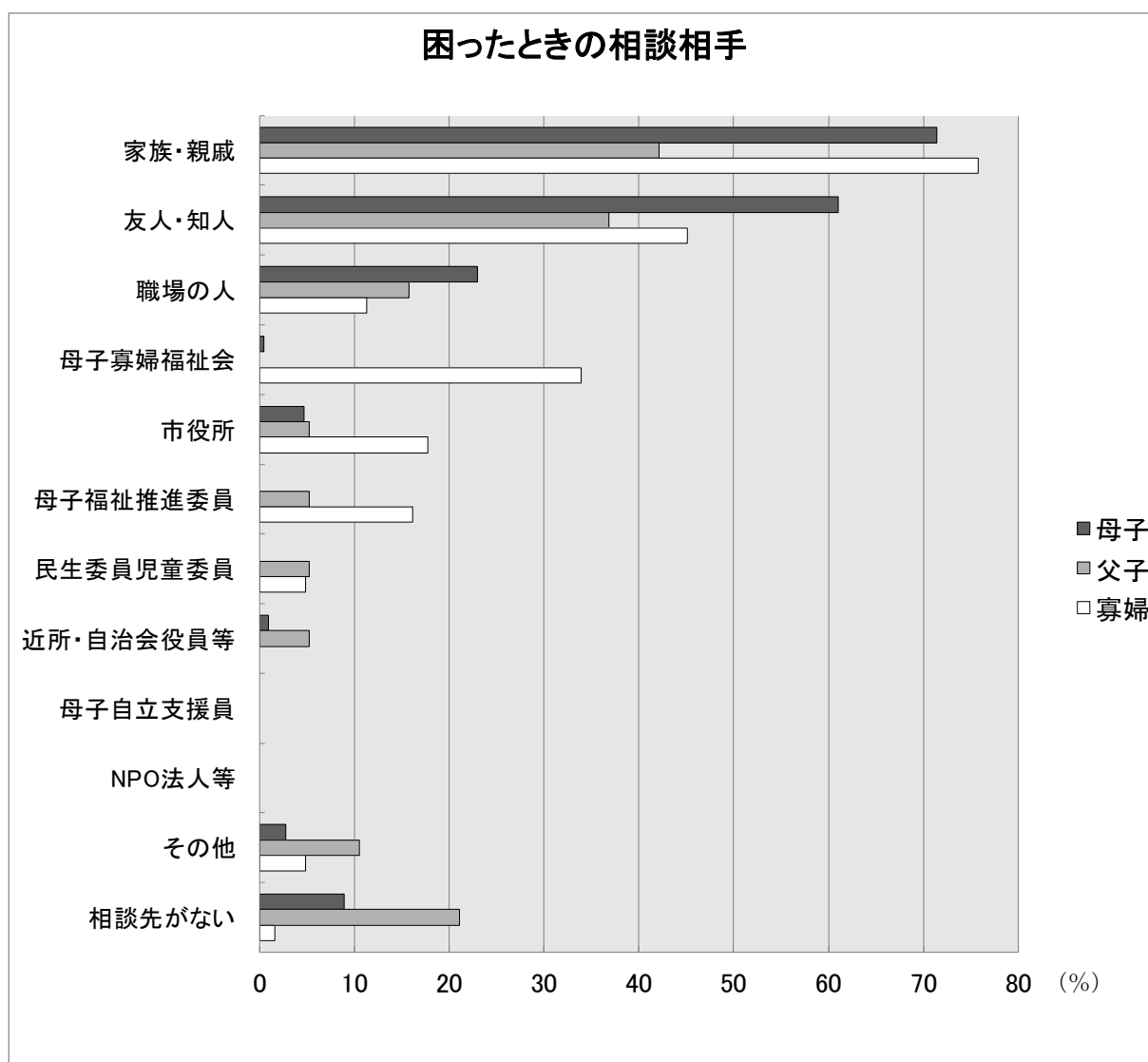
母子家庭は、「家族・親戚」が71.4%、次いで、「友人・知人」が61.0%、「職場の人」が23.0%でした。

父子家庭は、「家族・親戚」が42.1%、次いで、「友人・知人」が36.8%、「職場の人が」15.8%でした。

寡婦は、「家族・親戚」が75.8%、次いで、「友人・知人」が45.2%、「母子寡婦福祉会」が33.9%でした。

一方で、「相談先がない」と答えたかたは、母子家庭で8.9%、父子家庭では21.1%あり、これらのかたは、頼れる家族や友人等がおらず、孤立した状況下で子育て等をしている可能性が高いと考えられます。

様々な機会を通して相談機関につなぎ、個々の状況の把握に努め、施策や制度の周知を図る必要があります。

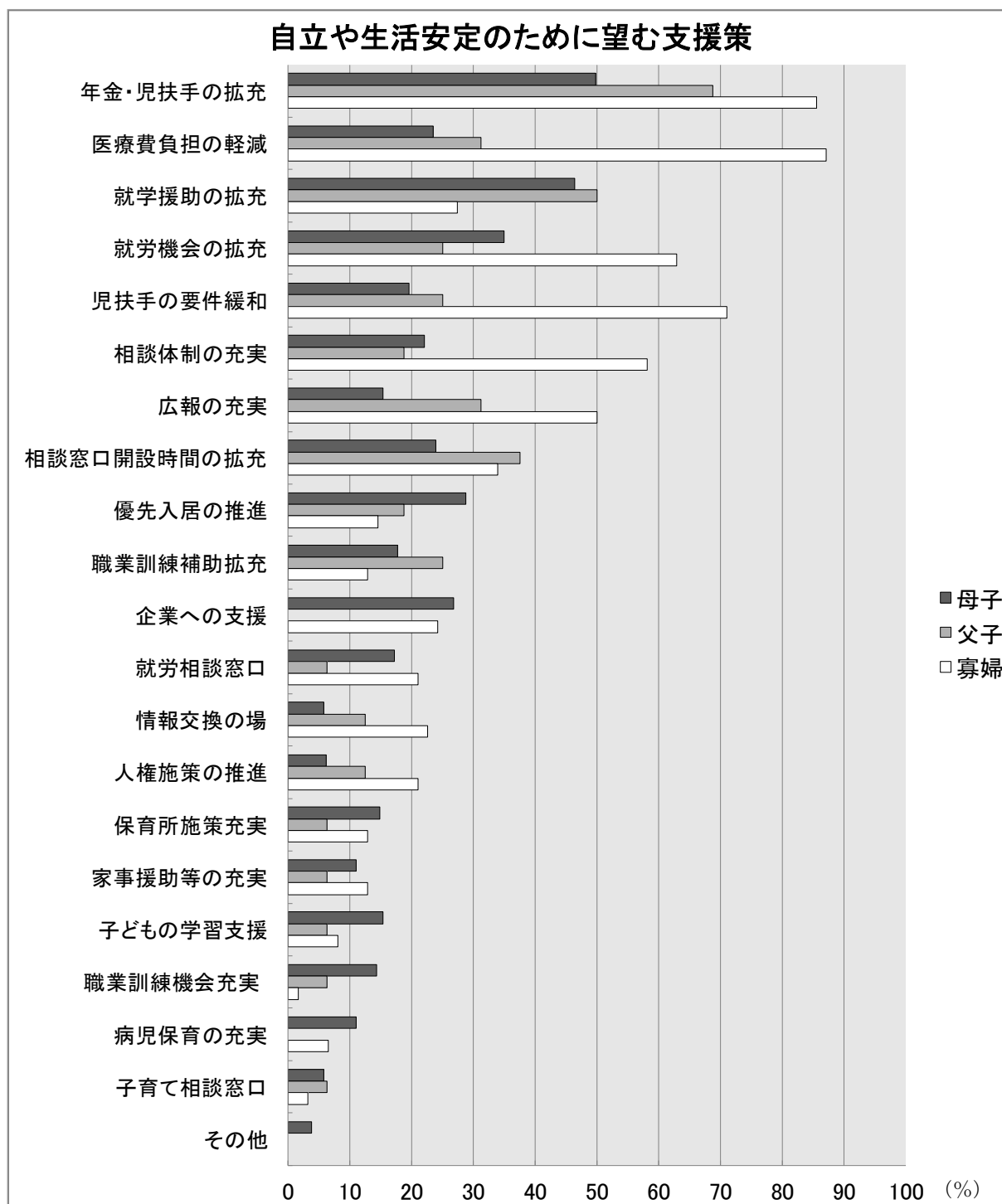


③自立や生活安定のために望む支援策（複数回答可）

母子家庭は、「児童扶養手当の拡充」が49.8%、次いで、「就学援助の拡充」が46.4%、「正規雇用での就労機会の拡充」が34.9%でした。

父子家庭は、「児童扶養手当の拡充」が68.8%、次いで、「就学援助の拡充」が50.0%、「相談窓口開設時間の拡充」が37.5%でした。

寡婦は、「年金の拡充」が85.5%、「医療費負担の軽減」が87.1%でした。



2. アンケート結果から見えるひとり親家庭等の現状と課題

(1) 貧困の連鎖の根絶に向けた支援

アンケート調査結果では、子どもに関する困りごとのうち、母子家庭では、「教育・進学(経済的理由)」が約60%、同じく「教育・進学(その他)」が約25%、父子家庭では、「教育・進学(経済的理由)」が約58%となっており、就労と子育てを行う母子・父子家庭にとって、経済的な理由により子ども達が、高校・大学などへの進学に対し制約を受けている可能性が高いと考えられます。

親の経済的理由で、子どもが進学できなかつたり、将来の自立に向けた取り組みが制約されることがあつてはなりません。

ひとり親家庭だけが対象ではありませんが、就学に対する経済的な支援として国が実施している就学援助では、平成26年度には小学生で10.3%、中学生で16.7%の家庭が援助を受けるなど、非常に深刻な状況となっています。また、市単独施策である高校生などを対象とした奨学資金の貸与でも、奨学資金で28人、入学準備資金で14人の利用がありました。交通遺児奨学金の給与も、小学生5人、中学生4人、高校生5人に対して実施しています。

このように、ひとり親家庭において、一番の困りごとである「家計の苦しさ」と、子どものことで最も困っている「教育・進学(経済的理由)」から見えるように、親の収入の低さが、子の進学等への障壁となっていることが解ります。

また、教育的な支援としては平成26年度までは不登校または不登校傾向にある児童・生徒を対象としていた学生サポーターによる学習支援事業を、平成27年度からひとり親家庭の子どもにも対象を広げ、子どもに直接届く支援の充実へと拡充しましたが、現状のひとり親家庭の状況を踏まえると更なる施策展開が必要です。

その際、ひとり親家庭における経済的理由による「教育・進学」の制約が、安定した就労を妨げ、経済的な困窮に陥る、いわゆる貧困の連鎖を断ち切ることができる施策として構築する必要があります。

(2) 子育て支援

様々な理由でひとり親となり、日々の生活や子育てに追われる上、就労により家計も支えなければならない環境へと移り変わることによって、ひとり親の子育てへの悩みや不安は大きくなっていきます。

アンケート調査結果によると、養育している子どもの年代は、母子家庭では、小学生が約47%、中学生が約38%、また、就学前が約23%となっています。父子家庭では、高校・高専が85%と母子家庭に比べると、子どもの年齢層は高くなっています。

就学前の子育て家庭は、地域や子育て仲間などとのつながりが薄く、また、祖父母などの支援が少ない場合も多く、孤立して子育てを行っているケースが多いため、何らかの繋がりをつくり、孤立感なく、子育てに困ったときなどにいつでも相談できる環境・体制づくりが必要です。

これは、在宅で子育てしているひとり親に限らず、保育所や幼稚園に子どもを通わせる親についても、子育てと就労を一人で担い、時間的余裕がないことなどから、保育所の親などとも繋がっていないケースもあり、就学前・就学後にかかわらずひとり親に対する子育て支援策、特に、相談体制や繋がりの支援の強化を行う必要があります。

また、母の疾病など18歳未満の子の養育が困難な場合の子育て支援・親支援として、母子で入所できる母子生活支援施設への入所支援などがあります。これら制度にひとり親家庭を繋げるためには、行政が、教育・保育機関や地域などと連携し、情報を得ることで、その家庭に適した支援へと繋げることが重要です。

(3) 生活の安定を図る支援

ひとり親家庭の生活においては、就労と子育てを一人で担うことが多く、正社員として長時間働くことが困難なことなどから、アンケート結果では、母子家庭では、約42%が、父子家庭の場合でも、約22%がパート・アルバイトなど不安定かつ低賃金な就労形態となっています。

結果として、母子家庭の母の年間総収入は、約58%の方が200万円未満、父子家庭の父においても、同じく200万円未満が約50%となっています。

平成23年度に厚生労働省が行った全国母子世帯等調査においても、児童のいる世帯収入が約660万円に対し、母子家庭では、約290万円、父子家庭では、約460万円となっており、ひとり親家庭が安定した生活を送る上で十分な経済環境にない状況が数字としても顕著に表れています。このことは、ひとり親家庭の子ども達が、高校・大学などへの進学を諦める大きな要因のひとつとなっています。

一方、これらひとり親への経済的な支援として国などが実施している児童扶養手当制度や様々な用途に応じた母子・父子・寡婦福祉資金の貸付などの経済支援は、生活基盤を支える上で大きな役割を担っています。

児童扶養手当は、平成22年8月から父子家庭にも対象が拡大され、母子・父子・寡婦福祉資金は、平成26年10月から父子家庭にも対象が拡大されました。様々な機会を通して制度の周知を行うとともに、適切な制度利用につながるよう、丁寧な相談対応に努めています。

また、医療費助成、就学援助や保育料、学童保育料等の減免などについても継続して実施していきます。特に、経済的理由によって子どもたちが進学をあきらめることのないように各種奨学金制度の周知など、生活安定のための支援や負の連鎖を断ち切るための各種施策を実施しています。

また、ひとり親家庭が経済的に自立し、生活を安定させ、その子どもが健やかに成長するためにも、養育費を受け取ることは非常に重要です。アンケート調査結果でも、母子家庭では、約80%が、父子家庭では、約90%が養育費を受け取っていない状況となっています。平成23年に民法が一部改正(平成24年4月施行)され、協議離婚の際には、「養育費(子の監護に要する費用)の分担」と「面会交流(父または母と子との面会及びその他の交流)」について子どもの利益

を最優先して取り決めることが明記されました。併せて、離婚届にもこれらの取り決めについてチェックする欄が設けられました。しかし、就労収入の厳しい母子家庭においては、約48%のかたが、取り決めをしても養育費を受け取っていない状況です。養育費と面会交流は、子どもの健やかな成長のために大切なものであることから、関係機関・関係団体との連携を一層強化するとともに、養育費についての制度周知に努めます。また、養育費について、困られている方に対しては、市の窓口に加え、厚生労働省の委託を受けて設置されている「養育費相談支援センター」(※)につなげています。

(※)注:「養育費相談支援センター」とは、母子家庭の母親が児童の養育費をその父親から確保できるよう相談等を行う機関です。

(4) 就労による自立に向けた支援

一般的に母は、結婚や出産を契機に退職するかたも多く、アンケート調査結果では、ひとり親になる前は就労していないかたが約35%となっています。しかしながら、ひとり親になってからは、収入確保のために働く必要があるため、就労していないかたの割合は、約5%に激減します。

また、先に「生活の安定をはかる支援」でも述べたように、就労経験が少ないことや、子育てと就労の両立に対する負担感から、フルタイムで勤務できないケースも多くあります。ひとり親家庭では、約92%のかたが就業しているにも関わらず、その約59%は正規雇用としてではなく、パート・アルバイト等といった不安定な雇用形態で、就労収入も同様に、約54%かたが総収入200万円以下と低い水準にとどまっています。

これらのことから、就労収入安定のための就労支援と併せて、安心して働くために、安全な子どもの預け先の確保が不可欠であり、保育所や学童保育、障害のある子どもを預けることができる放課後デイサービス等の充実が必要です。

母子及び父子並びに寡婦福祉法では、市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合に、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう特別の配慮をしなければならないと規定され、本市においても、保育所への優先入所等を行っています。

また、平成21年度から、ひとり親家庭等の早期自立を支援するため「自立支援プログラム策定事業」を実施し、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所と連携しながら、各種の就労支援を行っています。

さらに、国制度である就労に結びつきやすい資格の取得や技能習得を支援するための「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金事業」も実施し、平成26年度からは父子家庭も対象となりました。

子育てと生計の維持という二重の負担をひとりで抱えるひとり親家庭にとって、就労収入による生活の安定は欠かせないことから、さらに充実を図る必要があります。

(5) 情報提供・相談体制の整備

ひとり親家庭等になった直後においては、今後の住まい、就労(求職活動)、子育てとの両立、保育所などの子どもの預け先、離婚に伴う養育費の取り決めなど、解決すべき多くの課題に直面し、また、生活も大きく変化することから、生活再建を図る上でも、親のみならず子どもに対しても様々な情報提供やきめ細かい相談など、各家庭の状況に応じた各種の支援へのつながりが非常に重要であるにもかかわらず、アンケート調査結果においては「困った時の相談相手」として、母子・父子家庭ともに、市をはじめとした公的機関よりも、「家庭・親族」や「友人・知人」が多く、また、相談相手がいないと答えたかたも、母子家庭で約9%、父子家庭で約21%となっています。

様々な課題への対応に加え、親も子どもも精神面でも不安定になることが多くあることから、市をはじめとした公的機関の情報提供・相談体制の在り方について、十分に検証する必要があると考えます。

本市では、母子・父子自立支援員などによるひとり親家庭相談や、DVなど幅広い女性のための相談対応を行っていますが、アンケート調査結果において、父子家庭においては約38%の方が、相談窓口開設時間の拡充を望まれており、本市が行っている土曜日開庁時での相談や電話、メールなどによる初期相談などを周知する必要があります。生活の中で問題に直面したときに、ひとりで悩み、孤立することがないように、身近な場所に様々な相談窓口があるということを広く周知するとともに、関係機関や専門機関等との連携を一層強化し、「適切なつながり」が可能となるよう様々なツールを使っての情報提供を行う必要があります。

また、中学卒業時や高校卒業時には、就労、進学を問わず、丁寧な進路指導をする必要があります。特に、進学を希望するものの経済的な理由により、進学を諦めることのないよう、奨学資金の活用など個に応じた適切な指導・相談が必要です。

(6) 人権尊重の社会づくり

様々な理由でひとり親家庭となり、多くの不安や悩みを抱えながら、子育てと生計維持に取り組む親等とその子ども一人ひとりが、偏見や差別を受けることなく、自分らしく健やかに、安心して暮らせる環境を整備することは、時代を経ても変わることがない、普遍的な課題です。

ひとり親家庭等が社会を構成する多様な家族形態の一つとして尊重され、親等がそれぞれの個性を活かしながら自立に向けた取り組みができるよう、また、子どもたちが健やかにのびのびと育ち、それぞれの将来に希望を持って暮らしていけるよう、一人ひとりの人権が尊重され、生まれた環境に左右されることなく、自分らしく生きていけるまちをめざし人権行政の推進に努めていく必要があります。